

## 第8章 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討は、「青森県環境影響評価技術指針」第11条に基づき、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の環境影響評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響を回避・低減するための検討を行った。

検討結果は、表8-1(1)～(2)に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、事業計画段階で計画した環境保全対策を確実に実施する他、「騒音」、「地下水(水位)」、「陸生植物」、「陸生動物」、「水生生物」、「景観」及び「温室効果ガス等」の調査及び予測の結果から検討した環境保全措置を適切に実施することにより、環境への影響を可能な範囲で低減するよう配慮する。

表 8-1(1) 環境保全措置の検討

項目		環境保全措置の検討					
環境要素	影響要因	環境保全措置の内容	措置の区分	実施主体	環境保全措置の効果の程度	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施に伴う環境影響
騒音	資材等の運搬	高負荷運転を抑制する。	低減	事業者 設計・ 施工者	工用車両の走行に伴う騒音への影響を低減できる。	実施主体が確実に実施させることから、不確実性は小さい。	想定されない。
		通勤時の相乗りを励行する。	低減	事業者 設計・ 施工者	工用車両の走行に伴う騒音への影響を低減できる。	実施主体が確実に実施させることから、不確実性は小さい。	想定されない。
	資材・製品等の運搬	高負荷運転を抑制する。	低減	事業者 SPC <sup>1</sup>	ごみ等搬出入車両の走行による騒音への影響を低減できる。	実施主体が確実に実施させることから、不確実性は小さい。	想定されない。
地下水(水位)	改變後の地形・樹木伐採後の状態	対象事業実施区域については、造成時に生じる法面に対する早期緑化を行うとともに、適切な管理・育成を行う。	低減	事業者	造成法面への早期緑化及び適切な管理・育成を行い、雨水の地下浸透を促進し、地下水位への影響を低減できる。	実施主体が確実に実施することから、予測の不確実性は小さい。	想定されない。
陸生植物	改變後の地形・樹木伐採後の状態	直接改變の影響及び二次的な影響を受けるおそれのあるノダイオウ、エビネ及びサルメンエビネについて、対象事業実施区域周辺の影響の及ばない生息適地(スギ植林下)に周辺土壌ごとブロック状に掘り取り、移植することにより、個体を保護する。	代償	事業者	直接改變の影響及び二次的な影響を受けるおそれのあるノダイオウ、エビネ及びサルメンエビネを区域周辺に移植することで、種への影響を回避・低減できる。	移植後の個体の活着や生育状況について不確実性がある。	想定されない。

注) 1.SPC(Special Purpose Company:スペシャル・パーパス・カンパニー)

PF1 事業を行う目的で設立される会社：特別目的会社

表 8-1(2) 環境保全措置の検討

項目		環境保全措置の検討					
環境要素	影響要因	環境保全措置の内容	措置の区分	実施主体	環境保全措置の効果の程度	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施に伴う環境影響
陸生動物	資材等の運搬 資材・製品等の運搬	関連車両の走行ルートのうち、カモシカ、ヒバカリの横断が考えられる対象事業実施区域周辺の区間において、動物横断注意の標識を設置する。 車両の運転者に安全運転教育を徹底する。	回避 低減	事業者 設計・ 施工者 SPC <sup>1</sup>	カモシカ、ヒバカリのロードキルの影響を回避・低減できる。	ロードキルの回避状況について不確実性がある。	想定されない。
	資材等の運搬 建設機械の稼働 資材・製品等の運搬	調査地区周辺において繁殖している可能性が示唆されたハチクマ及びオオタカの生息・繁殖状況をモニタリングし、必要に応じて回避・低減措置を講ずる。	回避 低減	事業者 設計・ 施工者 SPC <sup>1</sup>	ハチクマ及びオオタカの営巣・繁殖環境に及ぼす影響を回避・低減できる。	環境保全措置実施後の生息・繁殖状況について不確実性がある。	想定されない。
水生生物	変更後の地形・樹木伐採後の状態	直接変更の影響を受けるおそれのあるスナヤツメ及びニホンカワトンボについて、影響の及ばない場所に移送することにより個体を保護する。	代償	事業者 設計・ 施工者	直接変更の影響を受ける地点で捕獲された個体を移送することで、個体の保護を図ることができる。	生息が維持できるかどうか不確実性がある。	想定されない。
景観	工作物の出現	女蛇山から視認される可燃ごみ処理施設、管理棟の北西側の壁面の周囲に高木を植栽する。	低減	事業者 設計・ 施工者	植栽した樹木の成長により、周囲の自然と調和され、眺望景観の変化の低減ができる。	フォトモンタージュによる予測を実施しており、不確実性は小さい。	想定されない。
		計画建築物の色彩に周囲の自然環境に溶け込む色彩を用いることとする。	低減	事業者 設計・ 施工者	周囲の自然環境に調和した色彩の選定により眺望景観の変化を低減できる。	フォトモンタージュによる予測を実施しており、不確実性は小さい。	想定されない。
温室効果ガス等	廃棄物の処理	発電後の排熱について、蒸気や温水として、施設内の給湯や構内道路の融雪等に有効利用する。	低減	事業者 SPC <sup>1</sup>	施設内での消費電力量を抑えることで、他人に供給する余剰電力量が増加し、温室効果ガス排出量を削減することができる。	科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さい。	想定されない。

注) 1.SPC(Special Purpose Company:スペシャル・パーパス・カンパニー)  
PFI 事業を行う目的で設立される会社：特別目的会社

## 第9章 事後調査計画

### 9.1 事後調査

事後調査は「青森県環境影響評価技術指針」第14条に基づき、以下の事項に該当する場合について行うものである。

- ・ 予測の不確実性の程度が大きい項目について環境保全措置を講ずる場合
- ・ 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
- ・ 環境保全措置の効果を確認するまでに時間を要し、継続的な監視が必要な場合
- ・ 予測の結果が国、県又は市町村による環境保全の観点からの施策によって定められた基準又は目標値と近接し、環境に影響を及ぼすおそれのある場合

本事業の実施に伴う環境影響について、「青森県環境影響評価技術指針マニュアル」に基づき事後調査の必要性を検討した結果、「騒音」、「陸生植物」、「陸生動物」及び「水生生物」について事後調査を行うこととした。

事後調査の内容は表9.1-1(1)～(2)に、事後調査の工程は表9.1-2に示すとおりである。

表 9.1-1(1) 事後調査の内容(1)

項目		実施の理由	調査項目及び手法	結果に対する対応方針	実施主体				
環境要素	影響要因								
騒音	資材・製品等の運搬	道路交通騒音レベルの予測結果が環境基準値と同じであり、周辺状況の変化によっては、基準値を超過する可能性が否定できないため	<p>【調査項目】            道路交通騒音（等価騒音レベル） 断面交通量、 走行速度</p> <p>【調査手法】            ：「騒音に係る環境基準について」(平成10年 環境庁告示第64号)に準拠する方法            ：カウンターによる計測（上下線別・車種別）            ：ストップウォッチによる計測</p> <p>【調査地点】            下記の1地点</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>調査地点</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>つくしが丘病院</td> </tr> </table> <p>【調査期間】            供用を開始した平成27年度の平日（ピーク期、通常期）</p>		調査地点	a	つくしが丘病院	調査の結果、対象事業による影響が著しいと判断された場合、ごみ等搬出入車両の配分の見直し等、影響を低減するための対策を行う。	事業者
	調査地点								
a	つくしが丘病院								
陸生植物	変更後の地形・樹木伐採後の状態	移植後の個体の活着や生育状況について不確実性があるため	<p>【調査項目】            移植したノダイオウ、エビネ、サルメンエビネの個体の生育状況</p> <p>【調査手法】            現地調査による確認</p> <p>【調査地点】            移植実施箇所</p> <p>【調査期間】            移植実施後3年間（年1回：初夏期）</p>	調査の結果、対象事業がノダイオウ、エビネ、サルメンエビネの生育に及ぼす影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて再移植の実施等の影響を低減するための対策を行う。	事業者				

表 9.1-1(2) 事後調査の内容(2)

項目		実施の理由	調査項目及び手法	結果に対する 対応方針	実施 主体
環境要素	影響要因				
陸生動物	資材等の 運搬 資材・製品 等の運搬	ロードキルの回避状況について不確実性があるため	【調査項目】 カモシカ、ヒバカリの移動経路の利用状況 【調査手法】 車両走行ルートにおける事故情報の収集 【調査地点】 対象事業実施区域周辺 【調査期間】 工事開始～供用開始後3年間	調査により、対象事業がカモシカ及びヒバカリの移動に及ぼす影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて侵入防止柵の設置、移動経路の構造改善等の影響を低減するための対策を行う。	事業者
	資材等の 運搬 建設機械の稼働 資材・製品 等の運搬	環境保全措置実施後の生息・繁殖状況について不確実性があるため	【調査項目】 ハチクマ及びオオタカの生息・繁殖状況 【調査手法】 現地調査（定点調査等）による生息・繁殖状況の確認 【調査地点】 対象事業実施区域周辺 【調査期間】 工事開始～供用開始後3年間（4月～7月：1回/月）	調査の結果、対象事業が重要な種として挙げた猛禽類の繁殖に及ぼす影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて影響を低減するための対策を行う。	事業者
水生生物	変更後の 地形・樹木 伐採後の 状態	スナヤツメ及びニホンカワトンボの生息が維持できるかどうか不確実性があるため	【調査項目】 スナヤツメ及びニホンカワトンボの生息状況及び繁殖状況の確認 【調査手法】 現地調査（捕獲調査）、目視調査による確認 【調査地点】 移送実施箇所周辺 【調査期間】 移送実施後3年間（スナヤツメ：春季、ニホンカワトンボ：秋季）	調査の結果、対象事業がスナヤツメ及びニホンカワトンボの生息に及ぼす影響が著しいと判断された場合、その原因に応じて影響を低減するための対策を行う。	事業者

表 9.1-2 事後調査工程

項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	備考	
工 事 工 程	造 成 事	樹木伐採	—									
		仮設調整池工事		—								
		取付道路工事		—				—				
		敷地造成工事		—	—							
	建 設 工 事	土 本 事	防災調整池工事			—						
			杭工事				—					
			山留工事				—					
			掘削工事				—					
		建築工事(基礎礎・躯体工事)				—	—					
		機械工事					—	—				
外構工事							—	—				
試運転							—	—				
供用開始								—	—	—		
事 後 調 査	騒音	道路交通騒音						—	—		供用を開始した平成 27 年度の平日 (ピーク期、通常期：2回)	
	陸生植物	ノダイオウ、エビネ、サルメンエビネ			—	—	—				移植実施後 3 年間 (初夏期：1回/年)	
	陸生動物	カモシカ、ヒバカリの 移動経路の利用状況			.....							工事開始～供用開始後 3 年間
		ハチクマ及びオオタカ			—	—	—	—	—	—	—	—
	水生生物	スナヤツメ ニホンカワトンボ				—	—	—	—			移送実施後 3 年間
事後調査報告書の提出時期											年 1 回の報告	

注)..... : 事故情報の収集・整理



## 9.2 モニタリング調査

対象事業実施計画では、関係法令等に従い施設管理のためのモニタリング調査を継続的に実施するものとする。モニタリングの調査の内容は、表 9.2-1 (1) ~ (2) に示すとおりである。

表 9.2-1 (1) モニタリング調査等の内容

項目		調査の必要性	調査項目及び手法	結果に対する対応方針	実施主体
環境要素	影響要因				
大気質	廃棄物の処理	自主基準値との整合性を確認するため調査を実施する必要がある。	<p>【調査項目】 ダイオキシン類濃度 (排ガス中、ばいじん中) 硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物</p> <p>【調査手法】 :「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」に準拠する方法 ~ :「大気汚染防止法施行規則」に準拠する方法</p> <p>【調査地点】 ・煙突からの排ガス ・焼却灰</p> <p>【調査期間】 : 年 1 回 ~ : 1 回/2 月以上</p>	調査の結果、自主基準値を上回っていた場合は自主基準値を満足するよう対策を講ずる。	事業者 SPC <sup>1</sup>
騒音	施設の稼働	自主基準値との整合性を確認するため調査を実施する必要がある。	<p>【調査項目】 工場騒音(測定値の 90%レンジの上端の数値)</p> <p>【調査手法】 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に準拠する方法</p> <p>【調査地点】 敷地境界</p> <p>【調査期間】 供用を開始した平成 27 年度に 1 回</p>	調査の結果、自主基準値を上回っていた場合は自主基準値を満足するよう対策を講ずる。	事業者 SPC <sup>1</sup>
振動	施設の稼働	自主基準値との整合性を確認するため調査を実施する必要がある。	<p>【調査項目】 工場振動(測定値の 80%レンジの上端の数値)</p> <p>【調査手法】 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に準拠する方法</p> <p>【調査地点】 敷地境界</p> <p>【調査期間】 供用を開始した平成 27 年度に 1 回</p>	調査の結果、自主基準値を上回っていた場合は自主基準値を満足するよう対策を講ずる。	事業者 SPC <sup>1</sup>

注) 1.SPC(Special Purpose Company:スペシャル・パーパス・カンパニー)  
PFI 事業を行う目的で設立される会社: 特別目的会社

表 9.2-1 (2) モニタリング調査等の内容

項目		調査の必要性	調査項目及び手法	結果に対する 対応方針	実施 主体
環境要素	環境要因				
悪臭	廃棄物の 処理	自主基準値との 整合性を確認す るため調査を実 施する必要がある。 。	<b>【調査項目】</b> 臭気強度（敷地境界） 臭気度（排水水） <b>【調査手法】</b> ：「臭気指数及び臭気排出 強度の算定の方法」及び「嗅 覚測定法マニュアル」に準拠 する方法 ：「JIS K 0102 10.2(臭気 強度)」に準拠する方法 <b>【調査地点】</b> ：敷地境界 ：排水水 <b>【調査期間】</b> ～ ：年2回	調査の結果、自主基準 値を上回っていた場 合は自主基準値を満 足するよう対策を講 ずる。	事業者  SPC <sup>1</sup>

注) 1.SPC(Special Purpose Company:スペシャル・パーパス・カンパニー)  
 PFI 事業を行う目的で設立される会社：特別目的会社



## 第10章 環境影響の総合評価

本事業の実施による環境への影響について調査、予測及び評価を行った結果の概要、影響の回避または低減のために実施する環境保全措置及び事後調査は、表 10-1 に示すとおりである。

いずれの環境要素に対しても、環境保全措置及び事後調査を適切に実施することにより、影響は回避又は低減されるものと評価した。

なお、本事業の実施にあたっては、「第2章 2.2.5 環境保全対策」に記述した環境保全対策及び騒音、地下水（水位）、陸生植物、陸生動物、水生生物、景観、温室効果ガスについての環境保全措置を確実に実施することとし、また工事中、供用後に環境に影響が生じた場合、またそのおそれがある場合には、速やかに対策を講じることにより、環境の保全に万全を期すこととする。



表 10-1 (1) 環境影響の総合評価 (1)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																														
環境要素	影響要因																																																			
1.大気質	資材等の運搬	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質 ・気象 ・土地利用 ・交通量</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質</li> </ul> <p>浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の調査結果を表1-1に示す。浮遊粒子状物質及び二酸化窒素は、いずれも環境基準値を下回っていた。</p> <p>表 1-1 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の調査結果(日平均値の最高値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地点名</th> <th>浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)</th> <th>二酸化窒素 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>つくしが丘病院</td> <td>0.011 ~ 0.051</td> <td>0.007 ~ 0.016</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑</td> <td>0.023 ~ 0.060</td> <td>0.004 ~ 0.009</td> </tr> <tr> <td colspan="2">環境基準</td> <td>0.10</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象 年間の平均風速は1.7m/秒であり、最大風向は南南西で、その出現率は13.7%であった。最大風速は1月24日に記録された6.4m/秒であり、その時の風向は西であった。</li> <li>・土地利用 対象事業実施区域は、東側の一部が都市地域内の市街化調整区域にあたり、その大部分は、農業地域内の農用区域及び森林地域内の地域森林計画対象民有林に指定され、対象事業実施区域周辺のほとんどが森林である。また、工事用車両及びごみ等搬出入車両の走行ルート沿いには、つくしが丘病院や鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑が存在する。</li> <li>・交通量 ピーク期の平日における断面交通量は、調査地点a(つくしが丘病院)で1,594台、調査地点b(鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)で1,787台であった。</li> </ul>	調査地点	地点名	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化窒素 (ppm)	a	つくしが丘病院	0.011 ~ 0.051	0.007 ~ 0.016	b	鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	0.023 ~ 0.060	0.004 ~ 0.009	環境基準		0.10	0.04	<p>【予測項目】</p> <p>工事用車両の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の大気中の濃度</p> <p>【予測結果】</p> <p>工事用車両走行ルート沿道の予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測結果を表 1-2 ~ 表 1-3 に示す。</p> <p>表 1-2 浮遊粒子状物質の予測結果 単位：mg/m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間2%除外値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> <td rowspan="2">0.10</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-3 二酸化窒素の予測結果 単位：ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間98%値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.007</td> <td>0.022</td> <td rowspan="2">0.04</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.006</td> <td>0.021</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時期	予測結果		環境基準	年平均値	日平均値 (年間2%除外値)	b	平日・ピーク期	0.021	0.083	0.10	平日・通常期	0.021	0.083	予測地点	予測時期	予測結果		環境基準	年平均値	日平均値 (年間98%値)	b	平日・ピーク期	0.007	0.022	0.04	平日・通常期	0.006	0.021	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>工事用車両の走行に際しては、走行時間の分散、走行ルートの限定、アイドリングストップの励行、安全走行の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、工事用車両の走行による大気質に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>浮遊粒子状物質、二酸化窒素の環境基準を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査の必要性はないものと判断した。</p>
調査地点	地点名	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	二酸化窒素 (ppm)																																																	
a	つくしが丘病院	0.011 ~ 0.051	0.007 ~ 0.016																																																	
b	鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	0.023 ~ 0.060	0.004 ~ 0.009																																																	
環境基準		0.10	0.04																																																	
予測地点	予測時期	予測結果		環境基準																																																
		年平均値	日平均値 (年間2%除外値)																																																	
b	平日・ピーク期	0.021	0.083	0.10																																																
	平日・通常期	0.021	0.083																																																	
予測地点	予測時期	予測結果		環境基準																																																
		年平均値	日平均値 (年間98%値)																																																	
b	平日・ピーク期	0.007	0.022	0.04																																																
	平日・通常期	0.006	0.021																																																	



表 10-1 (2) 環境影響の総合評価 (2)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																												
環境要素	影響要因																																																	
1. 大気質	資材・製品等の運搬	<p>【調査項目】 「資材等の運搬」と同じである。</p> <p>【調査結果】 「資材等の運搬」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 ごみ等搬出入車両の走行に伴い発生する浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の大気中の濃度</p> <p>【予測結果】 ごみ等搬出入車両走行ルート沿道の予測地点 a (つくしが丘病院) 予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑) における浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測結果を以下の表 1-4 ~ 表 1-5 に示す。</p> <p>表 1-4 浮遊粒子状物質の予測結果 単位: mg/m<sup>3</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間2%除外値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> <td rowspan="4">0.10</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.021</td> <td>0.083</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 1-5 二酸化窒素の予測結果 単位: ppm</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>年平均値</th> <th>日平均値 (年間98%値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.006</td> <td>0.021</td> <td rowspan="4">0.04</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.005</td> <td>0.020</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>0.006</td> <td>0.021</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>0.005</td> <td>0.020</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時期	予測結果		環境基準	年平均値	日平均値 (年間2%除外値)	a	平日・ピーク期	0.021	0.083	0.10	平日・通常期	0.021	0.083	b	平日・ピーク期	0.021	0.083	平日・通常期	0.021	0.083	予測地点	予測時期	予測結果		環境基準	年平均値	日平均値 (年間98%値)	a	平日・ピーク期	0.006	0.021	0.04	平日・通常期	0.005	0.020	b	平日・ピーク期	0.006	0.021	平日・通常期	0.005	0.020	<p>【事業計画における環境保全対策】 ごみ等搬出入車両の走行に際しては、アイドリングストップの励行、安全運転の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 環境保全対策の実施により、ごみ等搬出入車両の走行による大気質に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 浮遊粒子状物質、二酸化窒素の環境基準を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査の必要性はないものと判断した。</p>
予測地点	予測時期	予測結果				環境基準																																												
		年平均値	日平均値 (年間2%除外値)																																															
a	平日・ピーク期	0.021	0.083	0.10																																														
	平日・通常期	0.021	0.083																																															
b	平日・ピーク期	0.021	0.083																																															
	平日・通常期	0.021	0.083																																															
予測地点	予測時期	予測結果		環境基準																																														
		年平均値	日平均値 (年間98%値)																																															
a	平日・ピーク期	0.006	0.021	0.04																																														
	平日・通常期	0.005	0.020																																															
b	平日・ピーク期	0.006	0.021																																															
	平日・通常期	0.005	0.020																																															



表 10-1 (3) 環境影響の総合評価 (3)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																																																																																										
環境要素	影響要因																																																																																																																															
1.大気質	廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質 ・気象 ・土地利用</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気質 大気汚染物質の調査結果を表 1-6 に示す。光化学オキシダントが調査地点 1(旧鶴ヶ坂小学校)の春季において環境基準値を上回っていた。他の調査地点及び調査項目については、環境基準値を下回っていた。</li> </ul> <p style="text-align: center;">表 1-6 大気汚染物質の調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th>二酸化</th> <th>浮遊粒子</th> <th>二酸化</th> <th>光化学</th> <th>ダイオキシン</th> <th>塩化</th> </tr> <tr> <th>いおう<sup>1</sup></th> <th>状物質<sup>1</sup></th> <th>窒素<sup>1</sup></th> <th>オキシダント<sup>2</sup></th> <th>類<sup>3</sup></th> <th>水素<sup>1</sup></th> </tr> <tr> <td></td> <td>ppm</td> <td>mg/m<sup>3</sup></td> <td>ppm</td> <td>ppm</td> <td>pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>ppm</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>0.000 ~ 0.001</td> <td>0.008 ~ 0.045</td> <td>0.002 ~ 0.006</td> <td>0.034 ~ 0.059</td> <td>0.010 ~ 0.045</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">0.001 未満</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>0.000 ~ 0.001</td> <td>0.010 ~ 0.052</td> <td>0.003 ~ 0.021</td> <td>0.046 ~ 0.075</td> <td>0.014 ~ 0.057</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0.002 ~ 0.006</td> <td>0.006 ~ 0.052</td> <td>0.002 ~ 0.010</td> <td>0.046 ~ 0.059</td> <td>0.020 ~ 0.14</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>0.002 ~ 0.003</td> <td>0.018 ~ 0.054</td> <td>0.003 ~ 0.008</td> <td>0.046 ~ 0.059</td> <td>0.009 ~ 0.040</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>0.000 ~ 0.003</td> <td>0.016 ~ 0.051</td> <td>0.003 ~ 0.016</td> <td>0.044 ~ 0.059</td> <td>0.026 ~ 0.50</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>0.04</td> <td>0.10</td> <td>0.04</td> <td>0.06</td> <td>0.6</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.調査結果は、日平均値の最高値を示す。 2.調査結果は、1時間値の最高値を示す。 3.調査結果は、期間平均値の最高値を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象 地上気象の風向・風速については、「資材等の運搬」と同じであった。 気温の年間平均値は 9.5 で、最高値は 31.8 であり、最低値は-9.8 であった。 湿度の年間平均値は 80%で、最高値は 100%であり、最低値は 20%であった。 日射量の年間の日積算量の平均値は 11.428 MJ/m<sup>2</sup>で、最高値は 28.146 MJ/m<sup>2</sup>であり、最低値は 0.000 MJ/m<sup>2</sup>であった。 放射収支量の年間の日積算量の平均値は 4.566 MJ/m<sup>2</sup>で、最高値は 14.097 MJ/m<sup>2</sup>であり、最低値は-1.885 MJ/m<sup>2</sup>であった。 上層気象の気温の鉛直分布は、冬季・夏季とも高度約 100m 以下で上方の気温が下方の気温よりも高い現象が観測された。</li> <li>・土地利用 土地利用の状況は「資材等の運搬」と同じであった。 対象事業実施区域の周辺には、2つの大規模発生源(焼却施設)が存在する。</li> </ul>	調査地点	二酸化	浮遊粒子	二酸化	光化学	ダイオキシン	塩化	いおう <sup>1</sup>	状物質 <sup>1</sup>	窒素 <sup>1</sup>	オキシダント <sup>2</sup>	類 <sup>3</sup>	水素 <sup>1</sup>		ppm	mg/m <sup>3</sup>	ppm	ppm	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	ppm	A	0.000 ~ 0.001	0.008 ~ 0.045	0.002 ~ 0.006	0.034 ~ 0.059	0.010 ~ 0.045	0.001 未満	1	0.000 ~ 0.001	0.010 ~ 0.052	0.003 ~ 0.021	0.046 ~ 0.075	0.014 ~ 0.057	2	0.002 ~ 0.006	0.006 ~ 0.052	0.002 ~ 0.010	0.046 ~ 0.059	0.020 ~ 0.14	3	0.002 ~ 0.003	0.018 ~ 0.054	0.003 ~ 0.008	0.046 ~ 0.059	0.009 ~ 0.040	4	0.000 ~ 0.003	0.016 ~ 0.051	0.003 ~ 0.016	0.044 ~ 0.059	0.026 ~ 0.50	環境基準	0.04	0.10	0.04	0.06	0.6	-	<p>【予測項目】</p> <p>ごみの焼却に伴い発生する二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類、塩化水素の大気中の濃度</p> <p>【予測結果】</p> <p>現地調査地点(1~4)及び最大着地濃度出現地点の 5 地点において大気汚染物質濃度の予測を実施した。最大着地濃度出現地点における予測結果を表 1-7 ~ 表 1-8 に示す。</p> <p>&lt;長期平均濃度&gt;</p> <p style="text-align: center;">表 1-7 予測結果(最大着地濃度出現地点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境<sup>2</sup>基準</th> </tr> <tr> <th>年平均</th> <th>日平均<sup>1</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化いおう</td> <td>ppm</td> <td>0.0019</td> <td>0.006</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>mg/m<sup>3</sup></td> <td>0.0211</td> <td>0.083</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.0043</td> <td>0.019</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.0592</td> <td>-</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>ppm</td> <td>0.0013</td> <td>-</td> <td>(0.02)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.日平均値のうち、二酸化いおう及び浮遊粒子状物質については、日平均値の年間 2%除外値であり、二酸化窒素については、日平均値の年間 98%値を示す。 2.塩化水素は目標環境濃度の値を示す。 「環境庁大気保全局長通達」(昭和 52 年 6 月 16 日 環大規第 136 号)</p> <p>&lt;短期高濃度&gt;</p> <p style="text-align: center;">表 1-8 予測結果(最大着地濃度出現地点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">寄与濃度</th> <th rowspan="2">環境<sup>1</sup>基準</th> </tr> <tr> <th>短期高濃度予測</th> <th>短期高濃度予測(上層逆転層発生時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化いおう</td> <td>ppm</td> <td>0.015</td> <td>0.051</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質</td> <td>mg/m<sup>3</sup></td> <td>0.001</td> <td>0.005</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素</td> <td>ppm</td> <td>0.004</td> <td>0.006</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>pg-TEQ/m<sup>3</sup></td> <td>0.004</td> <td>0.012</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>ppm</td> <td>0.005</td> <td>0.016</td> <td>(0.02)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 1.塩化水素は目標環境濃度の値を示す。 「環境庁大気保全局長通達」(昭和 52 年 6 月 16 日 環大規第 136 号)</p>	項目	単位	予測結果		環境 <sup>2</sup> 基準	年平均	日平均 <sup>1</sup>	二酸化いおう	ppm	0.0019	0.006	0.04	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0211	0.083	0.10	二酸化窒素	ppm	0.0043	0.019	0.04	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0592	-	0.6	塩化水素	ppm	0.0013	-	(0.02)	項目	単位	寄与濃度		環境 <sup>1</sup> 基準	短期高濃度予測	短期高濃度予測(上層逆転層発生時)	二酸化いおう	ppm	0.015	0.051	0.1	浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.001	0.005	0.20	二酸化窒素	ppm	0.004	0.006	0.1	ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.004	0.012	0.6	塩化水素	ppm	0.005	0.016	(0.02)	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>可燃ごみ処理施設に、ろ過式集じん機、有害ガス除去装置(乾式塩化水素除去方式)等の排ガス処理装置を設置し、自主基準値を満足するよう対策を講じるとともに、適切な燃焼管理、定期的な施設の保守点検に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、ごみの焼却による大気質に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、ダイオキシン類については環境基準を、塩化水素については目標環境濃度を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査の必要性はないものと判断した。</p>
調査地点	二酸化	浮遊粒子		二酸化	光化学	ダイオキシン	塩化																																																																																																																									
	いおう <sup>1</sup>	状物質 <sup>1</sup>	窒素 <sup>1</sup>	オキシダント <sup>2</sup>	類 <sup>3</sup>	水素 <sup>1</sup>																																																																																																																										
	ppm	mg/m <sup>3</sup>	ppm	ppm	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	ppm																																																																																																																										
A	0.000 ~ 0.001	0.008 ~ 0.045	0.002 ~ 0.006	0.034 ~ 0.059	0.010 ~ 0.045	0.001 未満																																																																																																																										
1	0.000 ~ 0.001	0.010 ~ 0.052	0.003 ~ 0.021	0.046 ~ 0.075	0.014 ~ 0.057																																																																																																																											
2	0.002 ~ 0.006	0.006 ~ 0.052	0.002 ~ 0.010	0.046 ~ 0.059	0.020 ~ 0.14																																																																																																																											
3	0.002 ~ 0.003	0.018 ~ 0.054	0.003 ~ 0.008	0.046 ~ 0.059	0.009 ~ 0.040																																																																																																																											
4	0.000 ~ 0.003	0.016 ~ 0.051	0.003 ~ 0.016	0.044 ~ 0.059	0.026 ~ 0.50																																																																																																																											
環境基準	0.04	0.10	0.04	0.06	0.6	-																																																																																																																										
項目	単位	予測結果		環境 <sup>2</sup> 基準																																																																																																																												
		年平均	日平均 <sup>1</sup>																																																																																																																													
二酸化いおう	ppm	0.0019	0.006	0.04																																																																																																																												
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.0211	0.083	0.10																																																																																																																												
二酸化窒素	ppm	0.0043	0.019	0.04																																																																																																																												
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0592	-	0.6																																																																																																																												
塩化水素	ppm	0.0013	-	(0.02)																																																																																																																												
項目	単位	寄与濃度		環境 <sup>1</sup> 基準																																																																																																																												
		短期高濃度予測	短期高濃度予測(上層逆転層発生時)																																																																																																																													
二酸化いおう	ppm	0.015	0.051	0.1																																																																																																																												
浮遊粒子状物質	mg/m <sup>3</sup>	0.001	0.005	0.20																																																																																																																												
二酸化窒素	ppm	0.004	0.006	0.1																																																																																																																												
ダイオキシン類	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.004	0.012	0.6																																																																																																																												
塩化水素	ppm	0.005	0.016	(0.02)																																																																																																																												





表 10-1 (4) 環境影響の総合評価(4)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																									
環境要素	影響要因																														
2.騒音	資材等の運搬	<p>【調査項目】</p> <p>・騒音 ・土地利用 ・交通量</p> <p>【調査結果】</p> <p>・騒音                      道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の調査結果を表 2-1 に示す。                      表 2-1 道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の調査結果                      単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>調査日 (昼間)</th> <th>道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a:つくしが丘病院</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>62</td> <td rowspan="4">65</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b:鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土地利用                      「1- 資材等の運搬」と同じであった。</p> <p>・交通量                      「1- 資材等の運搬」と同じであった。                      地表面の状況は、密粒舗装であった。</p>	調査地点	調査日 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準	a:つくしが丘病院	平日・ピーク期	62	65	平日・通常期	61	b:鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	平日・ピーク期	60	平日・通常期	58	<p>【予測項目】</p> <p>工事用車両の走行による道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>)</p> <p>【予測結果】</p> <p>予測地点 b(鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)における道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の予測結果を表 2-2 に示す。</p> <p>表 2-2 道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の予測結果                      単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時点 (昼間)</th> <th>道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>63</td> <td rowspan="2">65</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>63</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時点 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準	b	平日・ピーク期	63	65	平日・通常期	63	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>工事用車両の走行に際しては、走行時間の分散、走行ルート限定、アイドリングストップの励行、安全走行の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>工事用車両の走行にあたっては、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転の抑制、相乗りの励行による通勤車両台数の抑制に努める。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策と環境保全措置を実施することにより、工事用車両の走行による騒音に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>騒音に係る環境基準の地域類型の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、主として住居の用に供される地域に適用される B 類型 (道路に面する地域) の環境基準値 (昼間:65dB) を評価基準として設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。
	調査地点	調査日 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準																											
a:つくしが丘病院	平日・ピーク期	62	65																												
	平日・通常期	61																													
b:鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	平日・ピーク期	60																													
	平日・通常期	58																													
予測地点	予測時点 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準																												
b	平日・ピーク期	63	65																												
	平日・通常期	63																													
	資材・製品等の運搬	<p>【調査項目】</p> <p>「2- 資材等の運搬」と同じである。</p> <p>【調査結果】</p> <p>「2- 資材等の運搬」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>ごみ等搬出入車両の走行による道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>)</p> <p>【予測結果】</p> <p>予測地点 a(つくしが丘病院)及び予測地点 b(鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)における道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の予測結果を表 2-3 に示す。</p> <p>表 2-3 道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>) の予測結果                      単位：dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測時点 (昼間)</th> <th>道路交通騒音 (L<sub>Aeq</sub>)</th> <th>環境基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>65</td> <td rowspan="4">65</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>61</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時点 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準	a	平日・ピーク期	65	65	平日・通常期	65	b	平日・ピーク期	61	平日・通常期	61	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>ごみ等搬出入車両の走行に際しては、アイドリングストップの励行、安全運転の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>ごみ等搬出入車両の走行にあたっては、無用な空ふかしや急加速等の高負荷運転の抑制に努める。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策と環境保全措置を実施することにより、ごみ等搬出入車両の走行による騒音に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>騒音に係る環境基準の地域類型の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、主として住居の用に供される地域に適用される B 類型 (道路に面する地域) の環境基準値 (昼間:65dB) を評価基準として設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	道路交通騒音の予測結果が環境基準値と同じであり、周辺状況によっては、基準値を超過する可能性が否定できないため、事後調査を実施することとした。										
予測地点	予測時点 (昼間)	道路交通騒音 (L <sub>Aeq</sub> )	環境基準																												
a	平日・ピーク期	65	65																												
	平日・通常期	65																													
b	平日・ピーク期	61																													
	平日・通常期	61																													

調査及び予測地点においては、騒音に係る環境基準の地域類型の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、B 類型の環境基準値を参考値として掲載した。



表 10-1 (5) 環境影響の総合評価 (5)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																			
環境要素	影響要因																																																								
3. 振動	資材等の運搬	<p>【調査項目】</p> <p>・振動 ・土地利用 ・地盤 ・交通量</p> <p>【調査結果】</p> <p>・振動 道路交通振動 (L<sub>10</sub>) の調査結果を表 3-1 に示す。いずれの調査地点においても要請限度を下回っていた。 表 3-1 道路交通振動 (L<sub>10</sub>) の調査結果 単位: dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th rowspan="2">調査日</th> <th colspan="2">道路交通振動 (L<sub>10</sub>)</th> <th colspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a: つくしが丘病院</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>39</td> <td>&lt;30</td> <td rowspan="4">60</td> <td rowspan="4">55</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>42</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>38</td> <td>&lt;30</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>38</td> <td>&lt;30</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土地利用 「1- 資材等の運搬」と同じであった。</p> <p>・地盤 地盤卓越振動数の調査結果を表 3-2 に示す。 表 3-2 地盤卓越振動数の調査結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>地盤卓越振動数 (Hz)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a: つくしが丘病院</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑</td> <td>14.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>・交通量 「1- 資材等の運搬」と同じであった。</p>	調査地点	調査日	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		要請限度		昼間	夜間	昼間	夜間	a: つくしが丘病院	平日・ピーク期	39	<30	60	55	平日・通常期	42	37	b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	平日・ピーク期	38	<30	平日・通常期	38	<30	調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)	a: つくしが丘病院	18.1	b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	14.3	<p>【予測項目】</p> <p>工事用車両の走行による道路交通振動 (L<sub>10</sub>)</p> <p>【予測結果】</p> <p>予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑) における道路交通振動レベルの予測結果を表 3-3 に示す。 表 3-3 道路交通振動 (L<sub>10</sub>) の予測結果 単位: dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">道路交通振動 (L<sub>10</sub>)</th> <th colspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>平日・ピーク期</td> <td>46</td> <td>35</td> <td rowspan="2">60</td> <td rowspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>平日・通常期</td> <td>48</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時期	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		要請限度		昼間	夜間	昼間	夜間	b	平日・ピーク期	46	35	60	55	平日・通常期	48	37	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>工事用車両の走行に際しては、走行時間の分散、走行ルート限定、アイドリングストップの励行、安全走行の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、工事用車両の走行による振動に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>振動規制法に基づく規制地域の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、「第1種区域」での自動車振動の要請限度 (昼間: 65dB、夜間: 60dB) から 5dB 減じた値 (昼間: 60dB、夜間: 55dB) を評価基準として設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。
	調査地点	調査日			道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		要請限度																																																		
昼間			夜間	昼間	夜間																																																				
a: つくしが丘病院	平日・ピーク期	39	<30	60	55																																																				
	平日・通常期	42	37																																																						
b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	平日・ピーク期	38	<30																																																						
	平日・通常期	38	<30																																																						
調査地点	地盤卓越振動数 (Hz)																																																								
a: つくしが丘病院	18.1																																																								
b: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑	14.3																																																								
予測地点	予測時期	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		要請限度																																																					
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																				
b	平日・ピーク期	46	35	60	55																																																				
	平日・通常期	48	37																																																						
	資材・製品等の運搬	<p>【調査項目】</p> <p>「3- 資材等の運搬」と同じである。</p> <p>【調査結果】</p> <p>「3- 資材等の運搬」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>ゴミ等搬出入車両の走行による道路交通振動 (L<sub>10</sub>)</p> <p>【予測結果】</p> <p>予測地点 a (つくしが丘病院) 及び予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑) における道路交通振動 (L<sub>10</sub>) の予測結果を表 3-4 に示す。 表 3-4 道路交通振動 (L<sub>10</sub>) の予測結果 単位: dB</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">予測時期</th> <th colspan="2">道路交通振動 (L<sub>10</sub>)</th> <th colspan="2">要請限度</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">a</td> <td>ピーク</td> <td>49</td> <td>32</td> <td rowspan="4">60</td> <td rowspan="4">55</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>55</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">b</td> <td>ピーク</td> <td>43</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td>42</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測時期	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )		要請限度		昼間	夜間	昼間	夜間	a	ピーク	49	32	60	55	通常	55	38	b	ピーク	43	34	通常	42	36	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>ゴミ等搬出入車両の走行に際しては、アイドリングストップの励行、安全運転の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、ゴミ等搬出入車両の走行による振動に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>振動規制法に基づく規制地域の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、「第1種区域」での自動車振動の要請限度 (昼間: 65dB、夜間: 60dB) から 5dB 減じた値 (昼間: 60dB、夜間: 55dB) を評価基準として設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。																									
予測地点	予測時期	道路交通振動 (L <sub>10</sub> )				要請限度																																																			
		昼間	夜間	昼間	夜間																																																				
a	ピーク	49	32	60	55																																																				
	通常	55	38																																																						
b	ピーク	43	34																																																						
	通常	42	36																																																						

調査地点及び予測地点においては、いずれも振動規制法に基づく規制地域の指定はなされていないが、周辺の指定状況及び集落の分布状況を考慮し、「第1種区域」での振動規制法に定められる道路交通振動の限度 (以下「要請限度」という。)を参考とし、さらに、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路であるため、5dB 減じた値 (昼間: 60dB、夜間: 55dB) を参考値として掲載した。



表 10-1(6) 環境影響の総合評価(6)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査
環境要素	影響要因					
4. 悪臭	廃棄物の処理	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭 ・気象 ・土地利用</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭 特定悪臭物質濃度は、梅雨期、夏季ともに全ての項目が不検出(定量下限値未満)であった。調査地点4(旧戸門小学校)以外の調査地点は悪臭防止法に基づく規制地域に該当しないが、特定悪臭物質の規制基準値と比較すると、全調査地点で規制基準値を下回っていた。 臭気指数(臭気濃度)は、梅雨期、夏季ともに10未満であった。 臭気強度は梅雨期が0.5~1、夏季が1であり、青森市公害防止条例に基づく臭気強度の規制基準値と比較すると、規制基準値を下回っていた。</li> <li>・気象 「1- 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出」と同じであった。</li> <li>・土地利用 「1- 資材等の運搬」と同じであった。 対象事業実施区域に最も近い集落は、対象事業実施区域の南東約1.2kmにある岩渡集落であった。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの焼却に伴う悪臭の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <p>ダイオキシン発生防止のための燃焼温度及び時間を遵守することから、発生する特定悪臭物質濃度は極めて小さいと予測された。また、最大着地濃度出現地点、敷地境界線及び予測地点(1~4)における臭気強度は3以下と予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主基準値の設定 煙突排出口から発生する悪臭については、最大着地濃度地点での値が敷地境界線で規制基準値未満となるよう計画する。</li> <li>・ごみの受入時 臭気の拡散を防止するため、ごみの投入口であるプラットホームを屋内構造とし、搬入口への扉とエアーカーテンを設置する。また、ごみピット内を常に負圧に保ち、屋外及びプラットホーム内への臭気の拡散防止を図る。</li> <li>・ごみの焼却時 適切な燃焼管理、定期的な施設の保守点検に努める。</li> <li>・排水 生活系排出水の悪臭については、浄化槽による適正処理と浄化槽の定期点検・清掃作業の実施により規制基準値を満足するよう対策を講じる。</li> </ul> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、ごみの焼却による悪臭は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>特定悪臭物質については、対象事業実施区域は悪臭防止法に基づく規制地域には指定されていないが、悪臭防止法に規定されている特定悪臭物質の規制基準を評価基準として設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p> <p>臭気強度については、青森市公害防止条例において、工場等に係る悪臭の規制基準として定められている工場等の敷地境界線における臭気強度が3以下を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査の必要性はないものと判断した。</p>



表 10-1 (7) 環境影響の総合評価(7)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																																																															
環境要素	影響要因																																																																																																				
5. 水質 (地下水を除く)	工事に伴う排水	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁物質 ・水温等 ・気象 ・水象</li> <li>・土質 ・水利用等</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁物質</li> </ul> <p>水質汚濁物質の調査結果を表 5-1～表 5-2 に示す。</p> <p>&lt;通常時&gt;</p> <p>浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH)は全調査地点で環境基準値を下回ったが、生物化学的酸素要求量(BOD)は調査地点 3、4 で環境基準値を上回った。</p> <p>表 5-1 水質汚濁物質の調査結果(通常時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>pH</th> <th>SS (mg/L)</th> <th>BOD (mg/L)</th> <th>T-N (mg/L)</th> <th>T-P (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>7.1～7.3</td> <td>&lt;1～1</td> <td>&lt;0.5～0.8</td> <td>0.18～0.35</td> <td>&lt;0.01～0.01</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7.0～7.2</td> <td>1～18</td> <td>&lt;0.5～1.0</td> <td>0.25～0.38</td> <td>&lt;0.01～0.02</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7.1～7.5</td> <td>3～16</td> <td>4.2～6.9</td> <td>4.2～11</td> <td>0.02～0.06</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7.1～7.5</td> <td>2～13</td> <td>3.1～6.2</td> <td>3.9～10</td> <td>0.02～0.06</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7.4～7.6</td> <td>&lt;1～5</td> <td>0.7～2.3</td> <td>2.9～6.7</td> <td>0.01～0.06</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td>6.5～8.5</td> <td>25 以下</td> <td>3 以下</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) pH:水素イオン濃度、SS:浮遊物質量 BOD:生物化学的酸素要求量、T-N:全窒素、T-P:全磷</p> <p>&lt;降雨後&gt;</p> <p>pH は全調査地点で環境基準値を下回ったが、SS は調査地点 3～5 で環境基準値を上回った。</p> <p>表 5-2 水質汚濁物質の調査結果(降雨後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th colspan="2">pH</th> <th colspan="2">SS(mg/L)</th> </tr> <tr> <th>1 回目</th> <th>2 回目</th> <th>1 回目</th> <th>2 回目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>7.1</td> <td>7.1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>7.2</td> <td>7.3</td> <td>160</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>76</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>7.4</td> <td>7.5</td> <td>52</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>環境基準</td> <td colspan="2">6.5～8.5</td> <td colspan="2">25 以下</td> </tr> </tbody> </table>	調査地点	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	1	7.1～7.3	<1～1	<0.5～0.8	0.18～0.35	<0.01～0.01	2	7.0～7.2	1～18	<0.5～1.0	0.25～0.38	<0.01～0.02	3	7.1～7.5	3～16	4.2～6.9	4.2～11	0.02～0.06	4	7.1～7.5	2～13	3.1～6.2	3.9～10	0.02～0.06	5	7.4～7.6	<1～5	0.7～2.3	2.9～6.7	0.01～0.06	環境基準	6.5～8.5	25 以下	3 以下	-	-	調査地点	pH		SS(mg/L)		1 回目	2 回目	1 回目	2 回目	1	7.1	7.1	5	1	2	7.1	7.1	4	1	3	7.2	7.3	160	20	4	7.3	7.3	76	18	5	7.4	7.5	52	9	環境基準	6.5～8.5		25 以下		<p>【予測項目】</p> <p>工事に伴う排水による浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH)の変化の程度</p> <p>【予測結果】</p> <p>予測地点 4、5 における浮遊物質量(SS)及び水素イオン濃度(pH)の予測結果を表 5-5 に示す。</p> <p>&lt;浮遊物質量(SS)&gt;</p> <p>表 5-5 浮遊物質量(SS)の予測結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="2">予測結果</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>SS (mg/L)</th> <th>増加率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>78.5</td> <td>3.3</td> <td>25mg/L</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>54.4</td> <td>4.6</td> <td>以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;水素イオン濃度(pH)&gt;</p> <p>アルカリ排水については、工事中に定期的なモニタリングを行い、必要に応じて中和処理等のアルカリ排水対策を実施し、環境基準 B 類型(6.5～8.5)、農業用水基準(6.0～7.5)を満たす値まで調整して排水することから水質に及ぼす影響は極めて小さいと予測された。</p>	予測地点	予測結果		環境基準	SS (mg/L)	増加率 (%)	4	78.5	3.3	25mg/L	5	54.4	4.6	以下	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>造成工事等に伴い発生する濁水については、仮設調整池において濁水中の土砂を沈降させて放流する。また、土砂流出の低減を図るため、裸地部についてはシート養生や早期緑化の実施に努める。</p> <p>基礎・躯体工事時に発生するアルカリ排水については、工事中には、定期的なモニタリングを行い、必要に応じて中和処理等のアルカリ排水対策を実施し、二股川が流入する新城川の基準である環境基準 B 類型(pH:6.5～8.5)及び農業用水基準(pH:6.0～7.5)を満たす値まで調整して排水する計画とする。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、工事に伴う排水による水質に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>二股川は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はないが、B 類型に指定されている新城川に流入するため、浮遊物質量濃度(SS)及び水素イオン濃度(pH)に係る評価基準は、環境基準 B 類型及び農業用水基準(参考)とし、予測結果との比較を行った結果、環境保全施策との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査の必要性はないものと判断した。</p>
調査地点	pH	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)																																																																																																
1	7.1～7.3	<1～1	<0.5～0.8	0.18～0.35	<0.01～0.01																																																																																																
2	7.0～7.2	1～18	<0.5～1.0	0.25～0.38	<0.01～0.02																																																																																																
3	7.1～7.5	3～16	4.2～6.9	4.2～11	0.02～0.06																																																																																																
4	7.1～7.5	2～13	3.1～6.2	3.9～10	0.02～0.06																																																																																																
5	7.4～7.6	<1～5	0.7～2.3	2.9～6.7	0.01～0.06																																																																																																
環境基準	6.5～8.5	25 以下	3 以下	-	-																																																																																																
調査地点	pH		SS(mg/L)																																																																																																		
	1 回目	2 回目	1 回目	2 回目																																																																																																	
1	7.1	7.1	5	1																																																																																																	
2	7.1	7.1	4	1																																																																																																	
3	7.2	7.3	160	20																																																																																																	
4	7.3	7.3	76	18																																																																																																	
5	7.4	7.5	52	9																																																																																																	
環境基準	6.5～8.5		25 以下																																																																																																		
予測地点	予測結果		環境基準																																																																																																		
	SS (mg/L)	増加率 (%)																																																																																																			
4	78.5	3.3	25mg/L																																																																																																		
5	54.4	4.6	以下																																																																																																		

二股川は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はないが、B 類型に指定されている新城川に流入するため、環境基準 B 類型を参考値として掲載した。





表 10-1 (8) 環境影響の総合評価(8)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																																																																					
環境要素	影響要因																																																																																																										
5.水質 (地下水を除く)	工事に伴う排水	<p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水温等 調査地点(1~5)における水温等の調査結果を表5-3に示す。 表5-3 水温等の調査結果</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="5">調査地点</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水温</td> <td></td> <td>2.0~17.3</td> <td>1.1~16.6</td> <td>2.4~21.2</td> <td>2.0~20.5</td> <td>0.5~18.2</td> </tr> <tr> <td>透視度</td> <td>cm</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>31~50</td> <td>38~50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>色度</td> <td>度</td> <td>6~18</td> <td>7~23</td> <td>16~36</td> <td>14~33</td> <td>8~26</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>度</td> <td>&lt;1~1</td> <td>&lt;1~2</td> <td>4~13</td> <td>4~10</td> <td>1~5</td> </tr> <tr> <td>電気伝導度</td> <td>mS/m</td> <td>10~15</td> <td>8.8~10</td> <td>38~90</td> <td>36~83</td> <td>30~64</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象 気温は、「1- 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出」と同じであった。 降水量は、1年間の日降水量の平均値が3.3mm、最高値が49.0mm(8月)、1時間値の最高値が13.5mm(8月)であった。</li> <li>水象 流量は、融雪期の3月から4月に多く3月末に最大約0.7m<sup>3</sup>/秒を示し、5月以降は、降水量に対応した変動傾向を示した。年平均流量は約0.12m<sup>3</sup>/秒(約430m<sup>3</sup>/時)であった。</li> <li>土質 対象事業実施区域に分布する各地層の粒度組成を表5-4に示す。 表5-4 各地層の粒度組成</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地層名</th> <th>礫分 (%)</th> <th>砂分 (%)</th> <th>シルト分 (%)</th> <th>粘土分 (%)</th> <th>細粒分 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘性土層 (Ac)</td> <td>2.2~14.9</td> <td>48.2~55.7</td> <td>22.9~27.0</td> <td>6.6~14.6</td> <td>29.5~40.1</td> </tr> <tr> <td>礫質土層 (Asg)</td> <td>33.7~44.1</td> <td>41.8~56.3</td> <td>7.9~11.1</td> <td>2.1~3.0</td> <td>10.0~14.1</td> </tr> <tr> <td>火山灰質粘性土 (Vc)</td> <td>0.7~11.0</td> <td>35.9~65.9</td> <td>18.0~42.3</td> <td>5.1~21.1</td> <td>23.1~63.4</td> </tr> <tr> <td>鶴ヶ坂層 [強風化部] (Tpt-vw)</td> <td>4.9~37.4</td> <td>48.8~75.0</td> <td>10.9~27.6</td> <td>2.9~6.8</td> <td>13.8~33.6</td> </tr> <tr> <td>鶴ヶ坂層 [風化部] (Tpt-w)</td> <td>15.5~23.7</td> <td>63.8~67.4</td> <td>9.9~16.7</td> <td>2.3~3.9</td> <td>12.5~20.0</td> </tr> <tr> <td>鶴ヶ坂層 (Tpt)</td> <td>12.3~23.7</td> <td>61.2~66.1</td> <td>8.4~19.7</td> <td>2.4~4.6</td> <td>10.8~24.0</td> </tr> <tr> <td>大釈迦層 [風化部] (D-w)</td> <td>50.5</td> <td>38</td> <td>9.1</td> <td>2.4</td> <td>11.5</td> </tr> <tr> <td>大釈迦層 (D)</td> <td>68.2</td> <td>22.6</td> <td>7.5</td> <td>1.7</td> <td>9.2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>水利用等 対象事業実施区域及びその周辺において、現在利用されている取水施設は、かんがい用の取水施設1箇所である。大規模発生源の状況については、青森市一般廃棄物最終処分場及び養豚場からの排水があり、両施設とも対象事業実施区域より上流で二股川に流入していた。</li> </ul>	項目	単位	調査地点					1	2	3	4	5	水温		2.0~17.3	1.1~16.6	2.4~21.2	2.0~20.5	0.5~18.2	透視度	cm	50	50	31~50	38~50	50	色度	度	6~18	7~23	16~36	14~33	8~26	濁度	度	<1~1	<1~2	4~13	4~10	1~5	電気伝導度	mS/m	10~15	8.8~10	38~90	36~83	30~64	地層名	礫分 (%)	砂分 (%)	シルト分 (%)	粘土分 (%)	細粒分 (%)	粘性土層 (Ac)	2.2~14.9	48.2~55.7	22.9~27.0	6.6~14.6	29.5~40.1	礫質土層 (Asg)	33.7~44.1	41.8~56.3	7.9~11.1	2.1~3.0	10.0~14.1	火山灰質粘性土 (Vc)	0.7~11.0	35.9~65.9	18.0~42.3	5.1~21.1	23.1~63.4	鶴ヶ坂層 [強風化部] (Tpt-vw)	4.9~37.4	48.8~75.0	10.9~27.6	2.9~6.8	13.8~33.6	鶴ヶ坂層 [風化部] (Tpt-w)	15.5~23.7	63.8~67.4	9.9~16.7	2.3~3.9	12.5~20.0	鶴ヶ坂層 (Tpt)	12.3~23.7	61.2~66.1	8.4~19.7	2.4~4.6	10.8~24.0	大釈迦層 [風化部] (D-w)	50.5	38	9.1	2.4	11.5	大釈迦層 (D)	68.2	22.6	7.5	1.7	9.2	前頁に記載	前頁に記載	前頁に記載	前頁に記載
項目	単位	調査地点																																																																																																									
		1	2	3	4	5																																																																																																					
水温		2.0~17.3	1.1~16.6	2.4~21.2	2.0~20.5	0.5~18.2																																																																																																					
透視度	cm	50	50	31~50	38~50	50																																																																																																					
色度	度	6~18	7~23	16~36	14~33	8~26																																																																																																					
濁度	度	<1~1	<1~2	4~13	4~10	1~5																																																																																																					
電気伝導度	mS/m	10~15	8.8~10	38~90	36~83	30~64																																																																																																					
地層名	礫分 (%)	砂分 (%)	シルト分 (%)	粘土分 (%)	細粒分 (%)																																																																																																						
粘性土層 (Ac)	2.2~14.9	48.2~55.7	22.9~27.0	6.6~14.6	29.5~40.1																																																																																																						
礫質土層 (Asg)	33.7~44.1	41.8~56.3	7.9~11.1	2.1~3.0	10.0~14.1																																																																																																						
火山灰質粘性土 (Vc)	0.7~11.0	35.9~65.9	18.0~42.3	5.1~21.1	23.1~63.4																																																																																																						
鶴ヶ坂層 [強風化部] (Tpt-vw)	4.9~37.4	48.8~75.0	10.9~27.6	2.9~6.8	13.8~33.6																																																																																																						
鶴ヶ坂層 [風化部] (Tpt-w)	15.5~23.7	63.8~67.4	9.9~16.7	2.3~3.9	12.5~20.0																																																																																																						
鶴ヶ坂層 (Tpt)	12.3~23.7	61.2~66.1	8.4~19.7	2.4~4.6	10.8~24.0																																																																																																						
大釈迦層 [風化部] (D-w)	50.5	38	9.1	2.4	11.5																																																																																																						
大釈迦層 (D)	68.2	22.6	7.5	1.7	9.2																																																																																																						



表 10-1 (9) 環境影響の総合評価 (9)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																												
環境要素	影響要因																																																																	
5.水質 (地下水を除く)	廃棄物の処理(施設停止時の生活排水)	<p>【調査項目】 「5- 工事に伴う排水」と同じである。</p> <p>【調査結果】 「5- 工事に伴う排水」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 施設停止時に発生する生活系排水による生物化学的酸素要求量(BOD)、窒素含有量(T-N)、燐含有量(T-P)の変化の程度</p> <p>【予測結果】 予測地点 4、5 における生物化学的酸素要求量(BOD)、窒素含有量(T-N)、燐含有量(T-P)の予測結果を表 5-6 ~ 表 5-7 に示す。</p> <p>表 5-6 予測結果 (平水年平均流量) 単位: mg/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">BOD</td> <td>現 況</td> <td>4.93</td> <td>1.43</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>4.94</td> <td>1.44</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T-N</td> <td>現 況</td> <td>7.13</td> <td>4.68</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>7.14</td> <td>4.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T-P</td> <td>現 況</td> <td>0.035</td> <td>0.030</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>0.036</td> <td>0.031</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 5-7 予測結果 (渇水年低水流量) 単位: mg/L</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">環境基準</th> </tr> <tr> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">BOD</td> <td>現 況</td> <td>4.93</td> <td>1.43</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>4.98</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T-N</td> <td>現 況</td> <td>7.13</td> <td>4.68</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>7.18</td> <td>4.71</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">T-P</td> <td>現 況</td> <td>0.035</td> <td>0.030</td> <td rowspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>供用後</td> <td>0.041</td> <td>0.033</td> </tr> </tbody> </table>	項目	予測地点		環境基準	4	5	BOD	現 況	4.93	1.43	3	供用後	4.94	1.44	T-N	現 況	7.13	4.68	-	供用後	7.14	4.69	T-P	現 況	0.035	0.030	-	供用後	0.036	0.031	項目	予測地点		環境基準	4	5	BOD	現 況	4.93	1.43	3	供用後	4.98	1.48	T-N	現 況	7.13	4.68	-	供用後	7.18	4.71	T-P	現 況	0.035	0.030	-	供用後	0.041	0.033	<p>【事業計画における環境保全対策】 施設内で生じる生活系排水については、常時浄化槽にて放流水の水質の技術上の基準 (BOD:20mg/L) 以下まで処理し、可燃ごみ処理施設稼働時はクローズドシステムにより施設内で循環再利用する。可燃ごみ処理施設停止時は、防災調整池にて流量調整を行った上で二股川へ排水する。また、施設からの生活排水の抑制のため節水に努める。</p> <p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 環境保全対策の実施により、生活系排水の放流による水質に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 二股川は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はないが、B 類型に指定されている新城川に流入するため、生物化学的酸素要求量(BOD)に係る評価基準は環境基準 B 類型 (BOD: 3mg/L 以下) とし、予測結果と比較を行った。その結果、予測地点 4 については、現況及び供用後で評価基準を上回っていることから、環境保全対策として、施設からの生活系排水の抑制のため節水の励行に努める。また、予測地点 5 については、現況及び予測結果ともに評価基準を下回っていることから、環境保全施策との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要性はないものと判断した。
項目	予測地点		環境基準																																																															
	4	5																																																																
BOD	現 況	4.93	1.43	3																																																														
	供用後	4.94	1.44																																																															
T-N	現 況	7.13	4.68	-																																																														
	供用後	7.14	4.69																																																															
T-P	現 況	0.035	0.030	-																																																														
	供用後	0.036	0.031																																																															
項目	予測地点		環境基準																																																															
	4	5																																																																
BOD	現 況	4.93	1.43	3																																																														
	供用後	4.98	1.48																																																															
T-N	現 況	7.13	4.68	-																																																														
	供用後	7.18	4.71																																																															
T-P	現 況	0.035	0.030	-																																																														
	供用後	0.041	0.033																																																															

二股川は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はないが、B 類型に指定されている新城川に流入するため、環境基準 B 類型を参考値として掲載した。



表 10-1 ( 10 ) 環境影響の総合評価 ( 10 )

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査
環境要素	影響要因					
6.地下水 (水位)	土地の造成・樹木の伐採等	<p>【調査項目】 ・地下水の水位 ・地下水の利用 ・湧水 ・地質 ・河川</p> <p>【調査結果】 ・地下水の水位 連続観測の結果、地下水位は、T.P. + 26.5m ~ + 30.5m で推移した。年間を通して、湧水時期にあたる夏季の 7 月から 9 月に地下水位が低く T.P. + 28m 前後、秋季から冬季にかけて水位が上昇、冬季に最も地下水位が高く、T.P.+30.5m 前後で推移した。 ボーリング調査時の測定の結果、丘陵地 (B-1 ~ B-10) の孔内水位は T.P. + 68.04m ~ + 106.61m であった。谷底平野 (B-11 ~ B-14) の孔内水位は T.P. + 37.87m ~ + 48.09m であった。</p> <p>・地下水の利用 調査地域内において地下水を利用している施設は、3 箇所あり、いずれも生活用水として利用されていた。地下水の利用量は、約 800 ~ 1,500m<sup>3</sup>/日程度であった。</p> <p>・湧水 枝沢を含め年間を通して多くの湧水点がみられ、湧水 (谷頭部) の出現標高はおおよそ T.P. + 80 ~ + 90m 付近にあった。湧水量は、豊水期 (5 月) が &lt; 0.1 ~ 6.57L/分、湧水期 (9 月) が &lt; 0.1 ~ 3.45L/分であり、湧水期に湧出量は減るものの、湧出がない湧水点は 3 箇所のみであった。</p> <p>・地質 対象事業実施区域には、第四紀完新世 ~ 更新世の粘性土層 (Ac)、礫質土層 (Asg)、火山灰質粘性土 (Vc)、鶴ヶ坂層強風化部 (Tpt-vw)、鶴ヶ坂層風化部 (Tpt-w)、鶴ヶ坂層 (Tpt)、大釈迦層風化部 (D-w)、大釈迦層 (D) が分布していた。</p> <p>・河川 「5- 工事に伴う排水」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 土地の造成・樹木の伐採等に伴う地下水位の変化の程度</p> <p>【予測結果】 改変区域及びその周辺で最大 16.0 ~ 22.9m、平均 7.7 ~ 10.9m の地下水位の低下が予測された。 また、土地造成による直接改変により、改変区域内の湧水点 7 箇所の消失が、土地の造成・樹木の伐採による地下水位の低下により、改変区域に近接する湧水点 4 箇所の湧水量の減少又は枯渇が予測された。 なお、地下水位は水位低下後も同一帯水層 (鶴ヶ坂層) 中にあり、地下水の流動経路の分断や遮断はないと予測された。</p>	<p>【環境保全措置】 造成時に生じる法面に対し、可能な限り早期に緑化を行うとともに、適切な管理・育成を行い、雨水の地下浸透を促進する。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、土地の造成・樹木の伐採による地下水位・湧水への影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 土地の造成・樹木の伐採に伴う地下水位の変化についての評価基準は、「第二次青森県環境計画」とし、予測結果との比較を行った結果、環境保全措置を講じ、地下水や湧水の保全に努める計画であることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要性はないものと判断した。
	地下水の揚水	<p>【調査項目】 「6- 土地の造成・樹木の伐採等」と同じである。</p> <p>【調査結果】 「6- 土地の造成・樹木の伐採等」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 工作物の供用における地下水の揚水に伴う地下水位の変化の程度</p> <p>【予測結果】 揚水による地下水位の変動量は、地下水低下量が 3.2m、影響半径が 34.5m と予測された。同じ大釈迦層を採取帯水層とする隣接する 2 つの井戸は、対象事業実施区域から 450 ~ 1,350m 離れた位置にあり、本事業の井戸揚水による影響は、これらの既存井戸まで及ばないと予測された。</p>	<p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 地下水位の変化は対象事業実施区域内に限られることから、地下水の揚水による地下水位への影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 地下水の揚水に伴う地下水位の変化についての評価基準は、「第二次青森県環境計画」とし、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要性はないものと判断した。



表 10-1 (11) 環境影響の総合評価 (11)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査
環境要素	影響要因					
7.水象 (地下水を除く)	変更後の地形・樹木伐採後の状態	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川 ・水利用 ・気象 ・地形・地質 ・植生</li> <li>・土地利用</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川 「5- 工事に伴う排水」と同じであった。</li> <li>・水利用 「5- 工事に伴う排水」と同じであった。</li> <li>・気象 「5- 工事に伴う排水」と同じであった。</li> <li>・地形・地質 &lt;地形&gt; 対象事業実施区域は、大釈迦丘陵の開析谷のうち二股川の中流域にあたり、それらの枝沢に周囲を囲まれる谷底平野から比高 50～65m (標高 95～110m) の丘陵地であった。谷底平野沿いに見られる丘陵地斜面は、標高 60～70m 付近までは急傾斜地となっており、表層崩壊跡が各所で確認された。一方、その上位は比較的なだらかな斜面形状となっていた。</li> <li>&lt;地質&gt; 「6- 土地の造成・樹木の伐採等」と同じであった。</li> <li>・植生 対象事業実施区域及びその周辺は、二股川の左岸側の大部分がコナラ群落及びスギ植林からなる樹林地となっており、一部に伐採跡地群落やオニグルミ群落が点在していた。対象事業実施区域内も同様に大部分がコナラ群落及びスギ植林からなる樹林地となっており、沢沿いにはススキ群落やヨシ群落といった草地も見られた。</li> <li>・土地利用 「1- 資材等の運搬」と同じであった。 対象事業実施区域は、現在、山林及び田(放棄田)が、対象事業実施区域の北側を流れる二股川沿いには田(放棄田)がみられた。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の地形・樹木伐採後の状態による河川の流量の変化の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <p>事業実施に伴う樹木伐採により、変更区域内の保水能力が低下(地下水涵養量が減少)し、最大流量及び豊水流量は現況と比較して最大 4.3%増加するものの、防災調整池を設置し、ピーク流出を抑制する計画である。また、平水流量、低水流量、濁水流量、最小流量は、現況と比較し、減少率は最大でも 1.5%程度であり、河川流況の変化は極めて小さいと予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>対象事業実施区域内に植栽や緩衝緑地を設け雨水浸透の促進を図る。また、雨水の流出については、防災調整池の設置により河川の適正水量の維持に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、土地の造成・樹木の伐採による河川の流量への影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>土地の造成・樹木の伐採に伴う河川の流量の変化についての評価基準は、「第二次青森県環境計画」とし、予測結果との比較を行った結果、河川の適正水量の維持に努める計画であることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。





表 10-1 (12) 環境影響の総合評価 (12)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
8. 地形・地質	土地の造成・樹木の伐採等	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・地質 ・土地の安定性</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形・地質</li> <li>&lt;地形&gt; 「7.水象」と同じであった。</li> <li>&lt;地質&gt; 「6- 土地の造成・樹木の伐採等」と同じであった。</li> <li>・土地の安定性 対象事業実施区域では、粘性土層、礫質土層の堆積年代が新しく軟質な地層であった。また、この地域を代表する鶴ヶ坂層は、強風化部、風化部、新鮮部のいずれも全体に固結度が低く、土地造成にあたり留意が必要な地層であった。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施に伴う土地の造成・樹木の伐採等による土地の安定性の变化の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切土法面 本事業における切土法面は、「設計施工マニュアル(案)」に示されている標準値より緩い法面勾配とし、また、法面高さ7mごとに幅1.5mの小段を設置することにより、斜面の安定性を確保する。 切土法面における地質は、主に軟岩に相当する鶴ヶ坂層(Tpt)にあたるが、施設用地南西側の取付道路末端付近には、砂質土に相当する鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)もみられる。鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)が露出する部分の法面勾配については、鶴ヶ坂層(Tpt)が露出する部分の勾配(1:1.0)よりも緩い勾配(1:1.2)とすることにより、斜面の安定性を確保する。また、切土法面には、植生ネット(吹き付け厚3cm)を基盤材として、法面保護を兼ねた種子の吹き付け等の緑化を行うことで斜面の安定を図ることから、切土法面の安定性の变化は極めて小さいと予測された。</li> <li>・盛土法面 盛土法面は、「設計施工マニュアル(案)」に示されている標準値を満足する法面勾配とすることにより、斜面の安定性を確保する。盛土終了後は、法面保護を兼ねた種子の吹き付け等の緑化を実施することから、盛土法面の斜面の安定性の变化は極めて小さいと予測された。</li> </ul>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>道路・施設用地において、新たに形成される造成法面は、標準法面勾配等の基準に基づいた構造とし、また、法面保護を兼ねた種子等による法面緑化や小段への植栽を行う。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、土地の造成・樹木の伐採等に伴う土地の安定性の变化による影響は、回避されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>工事に伴う土地の安定性についての評価基準は、設計指針等の定める基準とし、予測結果を評価基準と比較した結果、事業の実施に伴い新たに形成される造成法面は、切土法面、盛土法面ともに設計指針等に示す基準を満足する計画であることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。
9. 土壌 (土壌汚染)	廃棄物の処理(煙突排ガス)、有害物質等の排出	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染物質 ・大気質</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌汚染物質 ふっ素及び銅以外の項目は、全調査地点で定量下限値未満または不検出であり、全ての項目、調査地点で環境基準値を下回った。ダイオキシン類は、0.071~1.1pg-TEQ/gであり、全調査地点で環境基準値を下回った。</li> <li>・大気質 「1- 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出」と同じであった。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <p>ごみの焼却に伴い排出されるダイオキシン類(煙突排ガス)による土壌汚染の程度</p> <p>【予測結果】</p> <p>ごみ処理施設の稼働による大気中のダイオキシン類濃度(最大着地濃度)は0.0002pg-TEQ/m<sup>3</sup>と予測され、現地調査における大気中の濃度と比較して十分に小さいことから、ごみの焼却に伴い排出されるダイオキシン類による土壌汚染の程度は小さいと予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>ごみの焼却にあたって、適切な燃焼管理、定期的な施設の保守点検に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、ごみの焼却に伴い排出されるダイオキシン類による土壌汚染に及ぼす影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>ダイオキシン類(土壌)は、環境基準により1,000pg-TEQ/g以下と定められているため、評価基準を環境基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、ごみ処理施設の稼働による大気中のダイオキシン類濃度(最大着地濃度)は、現況の大気中の濃度と比較して十分に小さいことから評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査の必要性はないものと判断した。



表 10-1 (13) 環境影響の総合評価 (13)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
10.陸生植物	<p>変更後の地形・樹木伐採後の状態</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物相及び植生 ・植生自然度 ・潜在自然植生</li> <li>・重要な種及び群落の分布及び生育環境</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物相及び植生</li> </ul> <p>&lt;植物相&gt;</p> <p>現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺で 107 科 565 種の植物が確認された。</p> <p>&lt;植生&gt;</p> <p>「7.水象」と同じであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度</li> </ul> <p>対象事業実施区域周辺は、大部分は植生自然度 6～7 の二次林や植林地であるが、調査地域南部の谷沿いに植生自然度の高いオノエヤナギ高木林がみられた。一般廃棄物最終処分場の周辺、谷底の一部、二次林や植林地の所々に、植生自然度 4～5 の二次草原が散在していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在自然植生</li> </ul> <p>潜在自然植生としては、オオバクロモジ - ミズナラ群集とハンノキ - ヤチダモ群集が挙げられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な種及び群落の分布及び生育環境</li> </ul> <p>重要な種は、ノダイオウ、エゾノリュウキンカ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、イヌハギ、ヤマホロシ、キキョウ、キタノコギリソウ、キンセイラン、エビネ、サルメンエビネ、イイヌマムカゴの 9 科 13 種が確認された。</p> <p>重要な植物群落は確認されなかった。</p>	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の地形・樹木伐採後の状態が重要な植物種・植物群落に及ぼす影響の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <p>現地調査で確認された重要な種のうち、エゾノリュウキンカ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、イヌハギ、ヤマホロシ、キキョウ、キタノコギリソウ、キンセイラン、イイヌマムカゴの 10 種は、直接改変及び直接改変以外の影響を受ける個体はないため、地形の改変、樹木伐採による影響はないと予測された。</p> <p>ノダイオウについては、確認地点の大部分は直接改変及び直接改変以外の影響が及ぶ範囲には位置していないことから、地域的な個体群は維持されることが考えられるものの、生育地が縮小し、工事中の踏圧や今後の植栽による淘汰等の二次的な影響を受ける恐れがあると予測された。</p> <p>エビネについては、確認地点の大部分は直接改変及び直接改変以外の影響が及ぶ範囲には位置しておらず、確認地点及び確認個体の大部分は残存することから、地域的な個体群は維持されることが考えられるものの、一部の直接改変範囲に生息する個体群については生育地が縮小する恐れがあると予測された。</p> <p>サルメンエビネについては、対象事業実施区域周辺の生育地 1 箇所 (1 株) は残存するものの、直接改変範囲に生育する 5 株については生育地が縮小し、直接改変の影響を受けると予測された。</p>	<p>【環境保全措置】</p> <p>直接改変される個体のあるノダイオウ、エビネ及びサルメンエビネ、並びに直接改変区域に近い対象事業実施区域内に生育するノダイオウについては、移植による代償措置を講ずることとし、専門家の助言・指導を受けながら実施することとする。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、地形の改変、樹木伐採における重要な種及び群落への影響は、回避、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>「青森県自然環境保全条例」及び「第二次青森県環境計画」を評価基準とし、予測結果との比較を行った結果、環境保全措置を講じ、影響は回避・低減されることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>環境保全措置として検討した事項については、不確実性があるものと考えられることから、事後調査を実施する。</p>



表 10-1 (14) 環境影響の総合評価 (14)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素																									
環境要素	影響要因																														
11. 陸生動物	資材等の運搬 建設機械の稼働 変更後の地形・樹木伐採後の状態 資材・製品等の運搬	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>哺乳類相、鳥類相、猛禽類、は虫類相・両生類相、昆虫類相及びその他の主な動物に係る動物相</li> <li>重要な種の生息環境</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>哺乳類相、鳥類相、猛禽類、は虫類相・両生類相、昆虫類相及びその他の主な動物に係る動物相</li> </ul> <p>現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺において、以下の生息が確認された。</p> <table border="0"> <tr> <td>哺乳類</td> <td>類</td> <td>6目</td> <td>8科</td> <td>14種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>類</td> <td>13目</td> <td>36科</td> <td>102種</td> </tr> <tr> <td>は虫類</td> <td>類</td> <td>1目</td> <td>3科</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>類</td> <td>2目</td> <td>5科</td> <td>8種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>類</td> <td>17目</td> <td>216科</td> <td>1138種</td> </tr> </table> <p>その他の主な動物： 2目 18科 32種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重要な種の生息環境</li> <li>哺乳類：ヒナコウモリ科の数種、カモシカ（2種）</li> <li>鳥類：オシドリ、ミサゴ、ハチクマ、オオタカ、ツミ、ハイタカ、サシバ、クマタカ、ハヤブサ、チゴハヤブサ、ヤマドリ、ヤマシギ、アオシギ、アオバト、フクロウ、ヨタカ、オオアカゲラ、サンショウクイ、カヤクグリ、クロツグミ、ノジコ、クロジ、オオジュリン（23種）</li> <li>は虫類：ヒバカリ（1種）</li> <li>両生類：トウホクサンショウウオ（1種）</li> <li>昆虫類：ニホンカワトンボ、コシボソヤンマ、シオヤトンボ、オオシオカラトンボ、ヒメシロチョウ（5種）</li> <li>その他の主な動物：クリイロベッコウ（1種）</li> </ul>	哺乳類	類	6目	8科	14種	鳥類	類	13目	36科	102種	は虫類	類	1目	3科	7種	両生類	類	2目	5科	8種	昆虫類	類	17目	216科	1138種	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行が重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> <li>建設機械の稼働が重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> <li>変更後の地形・樹木伐採後の状態が重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> <li>ごみ等搬出入車両の走行が重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <p>カモシカ及びヒバカリについては、工事用車両及びごみ等搬出入車両の走行ルートを通断する可能性があることから、ロードキルにより本種の生息環境に影響が及ぶものと予測された。一方、建設機械の稼働及び変更後の地形等による影響は極めて小さいと予測された。</p> <p>ハチクマ及びオオタカについては、工事用車両及びごみ等搬出入車両の走行並びに建設機械の稼働に伴う騒音により、生息環境に影響を及ぼす恐れがあると予測された。一方、変更後の地形等による影響は極めて小さいと予測された。</p> <p>その他の哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、昆虫類、陸産貝類の重要な種については、対象事業による影響は極めて小さいと予測された。</p>	<p>【環境保全措置】</p> <p>カモシカ及びヒバカリについては関連車両の走行ルートへの動物横断注意の標識設置及び車両運転者に対して安全運転教育を徹底する。</p> <p>ハチクマ及びオオタカについては、生息・繁殖状況をモニタリングし、必要に応じて対策を講ずる。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、資材等の運搬及び建設機械の稼働、並びに変更後の地形・樹木伐採後の状態及び資材・製品等の運搬における重要な種への影響は、回避、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>「青森県自然環境保全条例」及び「第二次青森県環境計画」を評価基準とし、予測結果との比較を行った結果、環境保全措置を講じ、影響は回避・低減されることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>環境保全措置として検討した事項については、不確実性があるものと考えられることから、事後調査を実施する。</p>
哺乳類	類	6目	8科	14種																											
鳥類	類	13目	36科	102種																											
は虫類	類	1目	3科	7種																											
両生類	類	2目	5科	8種																											
昆虫類	類	17目	216科	1138種																											



表 10-1 ( 15 ) 環境影響の総合評価 ( 15 )

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
12.水生生物	工事に伴う排水 変更後の地形・樹木伐採後の状態	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水生植物 ・水生動物 ・重要な種</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水生植物 現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺の水域において、以下の生育が確認された。 植 物：10科14種 付着藻類：5綱11目19科89種</li> <li>・水生動物 現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺において、以下の生育が確認された。 魚 類：3目4科8種 底生動物：21目61科111種</li> <li>・重要な種 魚 類：スナヤツメ、エゾウグイ(2種) 底生動物：ニホンカワトンボ、コシボソヤンマ、コヤマトンボ(3種)</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う排水(浮遊物質量(SS)、水素イオン濃度(pH))が水生植物の重要な種及び群落、水生動物の重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> <li>・変更後の地形・樹木伐採後の状態が水生植物の重要な種及び群落、水生動物の重要な種及び注目すべき生息地に及ぼす影響の程度</li> </ul> <p>【予測結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う排水による影響は、いずれの重要な種についても、生息環境に及ぼす影響は極めて小さいと予測された。</li> <li>地形の変更による影響については、エゾウグイ、コシボソヤンマ及びコヤマトンボの3種については、本種の生息環境に及ぼす影響は極めて小さいと予測された。スナヤツメ及びニホンカワトンボの2種については、確認地点のある二股川支沢の一部及び二股川本流の一部(取付道路が二股川の谷底部を横断する箇所)が変更されるため、生息環境の縮小が予測された。</li> </ul>	<p>【環境保全措置】</p> <p>直接変更区域内に生息するスナヤツメ及びニホンカワトンボについては、付近の生息可能な場所へ移送する代償措置を講ずる。移送先については、事業による影響を受けない対象事業実施区域の上流側の生息確認地点周辺が良いと考えられるが、上流側は川幅や流量が小さく生息に適した環境が限られていることから、上流側だけでなく下流側の生息確認地点周辺及び、生息確認地点周辺に流入する支沢も視野に入れ検討し、移送先の選定及び移送については、現地確認を含め、専門家による助言・指導を受けながら実施することとする。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、工事に伴う排水、地形の変更に伴う重要な種への影響は、回避、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>「青森県自然環境保全条例」及び「第二次青森県環境計画」を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、重要な種については移送する代償措置を講じ、影響は回避・低減されることから、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>環境保全措置として検討した事項については、不確実性があるものと考えられることから、事後調査を実施する。</p>





表 10-1 (16) 環境影響の総合評価 (16)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
13.生態系	<p>変更後の地形・樹木伐採後の状態</p>	<p>【調査項目】 ・生態系 ・地域を特徴づける生態系</p> <p>【調査結果】 ・生態系 調査地域周辺の生態系は、「丘陵地斜面-落葉広葉樹林」、「丘陵地斜面-常緑針葉樹林」、「高位台地-草地」、「谷底面-落葉広葉樹林」、「谷底面-草地」及び「谷底面-開放水域」に区分された。 「丘陵地斜面」は調査地域内に広く分布し、植生としてはコナラ群落等の落葉広葉樹林、アカマツ林、スギ植林等の常緑針葉樹林が成立していた。 「谷底面」は、調査地域中央部を流れる二股川及びその支沢周辺に分布し、植生としてはオノエヤナギ林等の落葉広葉樹林、ヨモギ-ススキ群落等の草地在り、一般廃棄物最終処分場下流には遊水池が見られた。 「高位台地」は主に調査地域の東側に位置する一般廃棄物最終処分場周辺に見られ、植生としては法面部等にススキ群落等の草地在りが見られたが、人工的な環境となっていた。</p> <p>・地域を特徴づける生態系 上位性の注目種としては、調査地域に生息する多くの種の鳥類や哺乳類を捕食するオオタカ、調査地域内のほぼ全域にわたり生息すると想定され、様々な小動物を捕食するキツネを選定した。 典型性の注目種等としては、植物の種子散布を担い調査地域の樹林に機能的な役割を果たしていると同時に、多くの食肉性動物にとって重要な餌資源となっているアカネズミ、調査地域に広く分布し、昆虫類の捕食者であると共に、大型肉食動物の重要な餌資源となっているヤマアカガエル、調査地域内での占有面積が広いコナラ群落及び二股川において優占種となっており昆虫類等の捕食者であると共に、大型肉食動物の重要な餌資源となっているエゾウグイを選定した。 特殊性については、調査地域内には特殊な環境要素や得意な場の存在に生息が強く規定される種・群集は確認されなかったことから選定しなかった。</p>	<p>【予測項目】 ・変更後の地形・樹木伐採後の状態が地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度</p> <p>【予測結果】 ・直接変更による影響 「谷底面-草地」は、変更の割合が30.9%であり、調査地域周辺に広く残存するものの、二股川の支沢では防災調整池により連続性が分断される可能性が考えられる。「丘陵地斜面-落葉広葉樹林」、「丘陵地斜面-常緑針葉樹林」は、変更の割合が約8%であり、大部分が残存する。「谷底面-開放水域」、「高位台地-草地」は、直接変更による影響はないと予想された。</p> <p>・直接変更による影響以外の影響 地下水位の変化及び河川の水量の変化が考えられるが、影響は極めて小さいものと予測された。</p> <p>・注目種及びその生息・生育環境となる生態系の変化 典型性種が代表する生態系への影響及び上位性種への影響は極めて小さいものと予測されたことから、対象事業の実施により、調査地域を特徴づける生態系に及ぼす影響は極めて小さいものと予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】 対象事業実施区域周辺の緑との調和を図り、樹木伐採が生態系に及ぼす影響を低減するために、計画建築物、駐車場、道路以外のエリアは極力、原植生を考慮して緑化・植栽する。造成法面については、種子の吹き付け等による緑化を行うとともに、周辺緑地と造成法面との間は約10mの緩衝緑地を確保する。なお、植栽樹種については、青森市の原植生や周辺の緑との調和に加えて、景観、風環境等を総合的に勘案し今後、検討していく。</p> <p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 環境保全対策の実施により、地形の変更等に伴う地域を特徴づける生態系への影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 「青森県自然環境保全条例」及び「第二次青森県環境計画」を評価基準に設定し、予測結果との比較を行った結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査は実施する必要はないものと判断した。</p>



表 10-1 (17) 環境影響の総合評価 (17)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
14. 景観	<p>変更後の地形・樹木伐採後の状態、工作物の出現</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点 ・景観資源 ・主要な眺望景観</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な眺望点 主要な眺望点は、女蛇山、鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑、森の広場等7地点であった。</li> <li>・景観資源 調査地域内の個別景観資源の「歴史・文化的資源」として三内丸山遺跡がある。また、「特筆すべき地形・地質」として対象事業実施区域の北～北東3kmの地域には、浪館段丘（海成段丘）が分布している。</li> <li>・主要な眺望景観 周辺の主要な眺望点7地点のうち、女蛇山、栄山、青森県庁北棟展望スペースの3地点から対象事業実施区域が視認された。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <p>変更後の地形・樹木伐採後の状態及び計画建築物の建設による、主要な眺望景観の変化の程度</p> <p>【予測結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女蛇山については、人工建造物の出現により眺望景観に変化が生じると予測された。</li> <li>・栄山山頂及び青森県庁展望スペースについては、視野構成比率はほとんど変化がなく、また山の稜線の分断も生じないことから眺望景観の変化は小さいと予測された。</li> </ul>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>緩衝緑地の確保や造成法面の緑化を行う。</p> <p>【環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女蛇山から視認される可燃ごみ処理施設、管理棟の北西側の壁面の周囲に高木を植栽する。</li> <li>・計画建築物の色彩に周囲の自然環境に溶け込む色彩を用いることとする。</li> </ul>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、地形の変更、樹木の伐採及び計画建築物の建設による景観への影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>事業の実施に伴う景観の変化についての評価基準は、「青森市大規模行為景観形成基準」、「青森市公共事業景観形成基準」及び「青森市景観形成ガイドライン」とした。</p> <p>予測結果との比較を行った結果、環境保全対策及び環境保全措置の実施により、景観の変化についての評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査は実施する必要性はないものと判断した。</p>
15. 人と自然との触れ合いの活動の場	<p>資材等の運搬</p>	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場</li> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場 調査地域内の人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施区域の東約1kmに位置する、森の広場があげられる。対象事業実施区域内には人と自然との触れ合いの活動の場はない。</li> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況 &lt;利用の状況&gt; 森の広場における利用状況の概要は、夏季の1日の利用者数は60人、秋季の1日の利用者数は51人であった。なお、そのうちの夏季の47人、秋季の29人が多目的広場のスポーツ利用であり、利用者の半数以上を占めていた。 アンケート調査の結果、森の広場の利用頻度については、利用者は複数回訪れている人が多く、主に訪れる季節は開場している春から秋にかけてとくに偏りは見られなかった。また、利用者のほとんどが青森市内から、乗用車により、つくしが丘病院側からアクセスしている状況であり、アクセスルートの交通量の変化により森の広場の利用機会は変化しないと考える人が大部分であった。</li> <li>&lt;利用環境&gt; 森の広場には、多目的広場、ゲートボール場が整備されており、入口付近にある管理棟の前には駐車場、トイレ及び案内看板が設置されていた。また、森の広場内には散策遊歩道が整備されており、東屋も設置されていた。</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <p>工事用車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす変化の程度</p> <p>【予測結果】</p> <p>市道平岡8号線（鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑方面）の平日の断面交通量（6:00～22:00）は現地調査結果からピーク期に1,787台、通常期に883台であり、工事用車両の走行による増加量はピーク期に約34%、通常期に約68%と予測された。 アンケート調査において、森の広場の利用者の大部分がつくしが丘病院方面からアクセスしており、利用者の大部分が「アクセスルートの交通量が増加しても利用に変化はない」と回答していること、また、森の広場が主に利用される休日（日曜、祝日）は原則工事を実施しないことから、森の広場の利用率への影響は極めて小さいものと予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <p>工事用車両の走行に際しては、走行時間の分散、走行ルートの限定、アイドリングストップの励行、安全走行の励行に努める。</p> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、工事用車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は、回避、低減されると評価した。</p>	<p>事後調査は実施する必要性はないものと判断した。</p>



表 10-1 (18) 環境影響の総合評価 (18)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
15.人と自然との 触れ合いの活動の場	工作物の出現	<p>【調査項目】 「15 - 資材等の運搬」と同じである。</p> <p>【調査結果】 「15 - 資材等の運搬」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 計画建築物の建設が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす変化の程度</p> <p>【予測結果】 森の広場から対象事業実施区域を視認できないことから、計画建築物の建設が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響はないと予測された。</p>	<p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 計画建築物の建設が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響はないと予測されたことから、事業による影響はないと評価した。</p>	事後調査は実施する必要はないものと判断した。
	資材・製品等の運搬	<p>【調査項目】 「15 - 資材等の運搬」と同じである。</p> <p>【調査結果】 「15 - 資材等の運搬」と同じであった。</p>	<p>【予測項目】 ごみ等搬出入車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす変化の程度</p> <p>【予測結果】 ごみ等搬出入車両の走行により、断面交通量はつくしが丘病院方面で最大2,342台と予測されたが、市道平岡8号線の計画交通量(500~4,000台/日)の最大値を超えることはなく、渋滞の発生はないものと予測された。 また、アンケート調査から、森の広場の利用者の大部分が乗用車により市道平岡8号線をつくしが丘病院方面から利用しており、利用者の大部分が「アクセスルートの交通量が増加しても利用に変化はない」と回答していることから、対象事業の実施により森の広場へのアクセスルートの交通量は増加するものの、森の広場の利用性への影響は極めて小さいものと予測された。</p>	<p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 ごみ等搬出入車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は極めて小さいと予測されたことから、事業による影響は、回避、低減されると評価した。</p>	事後調査は実施する必要はないものと判断した。



表 10-1 ( 19 ) 環境影響の総合評価 ( 19 )

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
16. 廃棄物等 16.1 廃棄物	廃棄物等の発生・処理	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に伴う廃棄物の排出原単位</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <p>以下の既存資料を基に、建設工事に伴う廃棄物の用途・規模別及び廃棄物の種類別の排出原単位を整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成20年3月、社団法人建築業協会)</li> <li>・「建築系混合廃棄物の組成及び原単位調査報告書」(平成19年3月、社団法人建築業協会)</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <p>造成工事に伴い発生する樹木の伐採・伐根、計画建築物の建設により発生する廃棄物等の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況</p> <p>【予測結果】</p> <p>樹木の伐採に伴い発生する木材量は、21,503本、2,525m<sup>3</sup>と予測された。</p> <p>計画建築物の建設に伴い発生する建設廃棄物発生量は約279t、再資源化率を考慮した建設廃棄物発生量は約139tと予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事に使用する建設資材(コンクリート型枠等)は可能な限り再使用し、木くずの発生抑制に努める。</li> <li>・建設資材は、再資源化しやすいものの使用や、分別を徹底し、廃棄物の再資源化、有価物としての利用に努める。</li> <li>・計画建築物の建設に伴い発生する建設廃棄物は分別を徹底し、廃棄物発生量の減量に努める。</li> <li>・伐採樹木の幹部は建設用資材等として再利用する。</li> <li>・除根や枝葉はチップ化し、一部を対象事業実施区域内の緑化基盤材として再生利用し、残りは場外の有効利用先に搬出し、再生利用に努める。</li> </ul> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、工事の実施に伴う廃棄物の発生及びその処理に係る影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>工事の実施に伴い発生する樹木の伐採・伐根、建設廃棄物の発生についての評価基準は、「青森県建設リサイクル推進指針」及び「第二次青森県環境計画」とした。</p> <p>比較の結果、予測結果と評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要はないものと判断した。
	廃棄物の処理	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理の状況</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <p>&lt;廃棄物の種類ごとの発生状況&gt;</p> <p>対象市町村の過去15年間(平成5年度から平成19年度)の廃棄物の発生状況は、平成12年度をピークに近年は減少していた。ごみの種類別ではいずれの対象市町村も家庭系の可燃ごみが最も多かった。</p> <p>&lt;再利用の状況&gt;</p> <p>対象市町村の過去15年間(平成5年度から平成19年度)の資源化率はいずれも増加傾向にあった。</p> <p>&lt;処理の状況&gt;</p> <p>青森市では可燃ごみ処理施設として梨の木清掃工場、三内清掃工場の2焼却施設、不燃ごみ処理施設として梨の木清掃工場の1破碎処理施設、資源ごみ処理施設として民設民営方式のECOプラザ青森が稼働している。現在稼働中の青森市の2焼却施設及び破碎処理施設は、いずれも稼働開始後30年以上経過しており、施設の老朽化が著しい状況であった。</p>	<p>【予測項目】</p> <p>ごみの焼却、破碎選別に伴い発生する廃棄物等の種類ごとの発生状況、再利用の状況及び処理処分の状況</p> <p>【予測結果】</p> <p>ごみの焼却、破碎選別に伴い発生する廃棄物等は、可燃ごみ処理施設からスラグ・メタルが27.3t/日、溶融不適物・溶融飛灰が9.2~12.4t/日、破碎選別処理施設から破碎選別処理不燃性残渣が23.7t/日、金属類が13.4t/日発生すると予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの焼却に伴い発生するスラグは、道路用骨材、コンクリート骨材、コンクリート二次製品として再資源化に努める。</li> <li>・金属類やメタルは、可能な限り回収し、再資源化する。</li> </ul> <p>【環境保全措置】</p> <p>環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策の実施により、ごみの焼却、破碎選別に伴う廃棄物の発生及びその処理に係る影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用に伴う廃棄物の処理についての評価基準は、「第二次青森県環境計画」とした。</p> <p>比較の結果、予測結果と評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要はないものと判断した。





表 10-1 (20) 環境影響の総合評価(20)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査 環境要素
環境要素	影響要因					
16.2 副産物 (残土)	廃棄物等の 発生・処理 (土地の造 成)	-	<p>【予測項目】 土地の造成により発生する建設発生土量、事業実施区域外への搬出土量、再利用及び処理処分の方法</p> <p>【予測結果】 工事の実施に伴い 641,606m<sup>3</sup> の建設発生土の発生が予測された。</p>	<p>【事業計画における環境保全対策】 工事に伴い発生する建設発生土は、全量、防災調整池堰堤等の盛土材、隣接する青森市一般廃棄物最終処分場の覆土材として使用する。</p> <p>【環境保全措置】 環境保全措置の必要性はないと判断した。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】 環境保全対策の実施により、建設発生土の発生による影響は、回避されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】 工事に伴う建設発生土についての評価基準は、「建設副産物適正処理推進要綱」、「リサイクル原則化ルール」、「建設リサイクル推進計画 2008」及び「第二次青森県環境計画」とした。 比較の結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	事後調査は実施する必要性はないものと判断した。



表 10-1 (21) 環境影響の総合評価 (21)

評価項目		調査結果概要	予測結果概要	環境保全対策及び環境保全措置	評価結果概要	事後調査																																																					
環境要素	影響要因																																																										
17. 温室効果ガス等	廃棄物の処理	<p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出原単位</li> <li>対策の実施状況</li> </ul> <p>【調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出原単位</li> <li>以下の既存資料を基に、温室効果ガスの排出原単位を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(平成 21 年 3 月、環境省・経済産業省)</li> <li>「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(平成 19 年 6 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)</li> <li>「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(平成 18 年 3 月 経済産業省・環境省令第 3 号)</li> </ul> </li> <li>対策の実施状況</li> </ul> <p>青森市は温室効果ガス排出量の削減に対し以下の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムの導入</li> <li>青森市地域新エネルギー・省エネルギービジョンの策定</li> <li>青森市地球温暖化対策実行計画の策定と取り組み</li> <li>低公害車の導入</li> <li>廃棄物焼却熱の利活用</li> </ul>	<p>【予測項目】</p> <p>ごみの焼却、破碎選別及びごみ等搬出入車両の走行により発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)の排出量</p> <p>【予測結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量</li> <li>温室効果ガス排出量は表 10-1 に示すとおりである。施設の稼働に伴い排出される温室効果ガスが 54,184 ~ 74,718t-CO<sub>2</sub>/年と現況に対し、最大 20,418t-CO<sub>2</sub>/年増加し、ごみ等搬出入車両の走行に伴い排出される温室効果ガスは現況に対し、828t-CO<sub>2</sub>/年増加すると予測された。</li> </ul> <p>表 10-1 温室効果ガス排出量の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設稼働</th> <th rowspan="2">予測対象</th> <th colspan="3">温室効果ガス排出量(t-CO<sub>2</sub>/年)</th> </tr> <tr> <th>供用後</th> <th>現況</th> <th>現況との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">施設の稼働</td> <td>ストーカ+灰溶融</td> <td>54,184</td> <td rowspan="3">54,300</td> <td rowspan="3">-116</td> </tr> <tr> <td>分離式ガス化(流動床)</td> <td>67,861</td> </tr> <tr> <td>一体式ガス化(シャフト)</td> <td>74,718</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ごみ等搬出入車両の走行</td> <td>7,755</td> <td>6,927</td> <td>828</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス控除量</li> <li>余剰電力量による温室効果ガス控除量は表 10-2 に示すとおり、3,577.0 ~ 10,799.6t-CO<sub>2</sub>/年と予測された。</li> </ul> <p>表 10-2 処理方式別の余剰電力量による控除量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処理方式</th> <th>余剰電力量<sup>1</sup> (kwh/年)</th> <th>排出係数<sup>2</sup> (t-CO<sub>2</sub>/kwh)</th> <th>控除量 (t-CO<sub>2</sub>/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストーカ+灰溶融</td> <td>6,444,960</td> <td>0.000555</td> <td>3,577.0</td> </tr> <tr> <td>分離式ガス化溶融</td> <td>19,458,740</td> <td>0.000555</td> <td>10,799.6</td> </tr> <tr> <td>一体式ガス化溶融</td> <td>17,406,869</td> <td>0.000555</td> <td>9,660.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)1. 余剰電力量 = 発電電力量 - 消費電力量 2. 「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(平成 18 年 3 月 経済産業省・環境省令第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス総排出量</li> <li>施設の稼働及びごみ等搬出入車両の走行に伴う温室効果ガス排出量に、余剰電力量の利用に伴う温室効果ガス控除量を差し引いた総排出量は表 10-3 に示すとおり 50,607.0 ~ 65,057.2t-CO<sub>2</sub>/年であり、現況施設との差は、-3,693 ~ +10,757.2t-CO<sub>2</sub>/年と予測された。</li> </ul> <p>表 10-3 温室効果ガス総排出量の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理方式</th> <th colspan="3">温室効果ガス総排出量(t-CO<sub>2</sub>/年)</th> </tr> <tr> <th>供用後</th> <th>現況</th> <th>現況との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ストーカ+灰溶融</td> <td>50,607.0</td> <td rowspan="3">54,300</td> <td rowspan="3">-3,693.0</td> </tr> <tr> <td>分離式ガス化溶融</td> <td>57,061.4</td> </tr> <tr> <td>一体式ガス化溶融</td> <td>65,057.2</td> </tr> </tbody> </table>	施設稼働	予測対象	温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> /年)			供用後	現況	現況との差	施設の稼働	ストーカ+灰溶融	54,184	54,300	-116	分離式ガス化(流動床)	67,861	一体式ガス化(シャフト)	74,718	ごみ等搬出入車両の走行		7,755	6,927	828	処理方式	余剰電力量 <sup>1</sup> (kwh/年)	排出係数 <sup>2</sup> (t-CO <sub>2</sub> /kwh)	控除量 (t-CO <sub>2</sub> /年)	ストーカ+灰溶融	6,444,960	0.000555	3,577.0	分離式ガス化溶融	19,458,740	0.000555	10,799.6	一体式ガス化溶融	17,406,869	0.000555	9,660.8	処理方式	温室効果ガス総排出量(t-CO <sub>2</sub> /年)			供用後	現況	現況との差	ストーカ+灰溶融	50,607.0	54,300	-3,693.0	分離式ガス化溶融	57,061.4	一体式ガス化溶融	65,057.2	<p>【事業計画における環境保全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ等搬出入車両のドライバーへの教育訓練の徹底を図る。</li> <li>低公害車両の導入を検討する。</li> <li>二酸化炭素吸収源としての緑地を敷地内に確保し、適正な維持・管理を図る。</li> <li>可燃ごみ処理施設の設計にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に係る最良技術の導入を検討する。</li> </ul> <p>【環境保全措置】</p> <p>発電後の排熱について、蒸気や温水して、施設内の給湯や構内道路の融雪等に有効利用する。</p>	<p>【回避・低減に係る評価】</p> <p>環境保全対策及び環境保全措置を実施し、事業影響を低減する措置を講ずることから、対象事業による温室効果ガスの排出による影響は、低減されると評価した。</p> <p>【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】</p> <p>施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出についての評価基準は、「青森県地球温暖化防止計画」に示される地球温暖化対策とした。</p> <p>比較の結果、評価基準との整合性は図られると評価した。</p>	<p>事後調査は実施する必要はないものと判断した。</p>
施設稼働	予測対象	温室効果ガス排出量(t-CO <sub>2</sub> /年)																																																									
		供用後	現況	現況との差																																																							
施設の稼働	ストーカ+灰溶融	54,184	54,300	-116																																																							
	分離式ガス化(流動床)	67,861																																																									
	一体式ガス化(シャフト)	74,718																																																									
ごみ等搬出入車両の走行		7,755	6,927	828																																																							
処理方式	余剰電力量 <sup>1</sup> (kwh/年)	排出係数 <sup>2</sup> (t-CO <sub>2</sub> /kwh)	控除量 (t-CO <sub>2</sub> /年)																																																								
ストーカ+灰溶融	6,444,960	0.000555	3,577.0																																																								
分離式ガス化溶融	19,458,740	0.000555	10,799.6																																																								
一体式ガス化溶融	17,406,869	0.000555	9,660.8																																																								
処理方式	温室効果ガス総排出量(t-CO <sub>2</sub> /年)																																																										
	供用後	現況	現況との差																																																								
ストーカ+灰溶融	50,607.0	54,300	-3,693.0																																																								
分離式ガス化溶融	57,061.4																																																										
一体式ガス化溶融	65,057.2																																																										



第11章 環境影響評価書の作成を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：日本工営株式会社 仙台支店

代表者氏名：支店長 田倉 治尚

所 在 地：宮城県仙台市青葉区国分町三丁目 1-11



## 第12章 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

評価書の作成にあたって修正した準備書の箇所及び内容は、表 12-1(1)～(25)に示すとおりである。

表 12-1(1) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地					
修正なし					
第2章 対象事業の目的及び内容					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
5	13	適正な配慮として	5	13	適正な配慮を含めて
6	3	環境影響評価の公告・縦覧	6	3	環境影響評価書の公告・縦覧
7	9	庁内組織である青森市一般廃棄物(ごみ)処理施設検討委員会において	7	-	削除
12～13	図 2.2-3 図 2.2-2		12～13		図 2.2-3 と図 2.2-2 の入替
15	表 2.2-4	(市直営) (含スプリング)	15	表 2.2-4	(市) (スプリング入を除く)
15	表 2.2-5	注釈	15	表 2.2-5	注釈 2. にスラグを追加
16	表 2.2-6	市直営	16	表 2.2-6	市
18	15	資源物の貯留	18	15	資源物の保管
19	-	-	19	4	「二股川の現状の河川流下能力(3～10年降雨確率の流量相当)及び将来の河川改修計画がないことを踏まえ、「河川事業と森林法に基づく開発許可との調整に関する事務処理の手引き(案)」(青森県土木部河川課)に示される」を追記
20	13、18	完全クローズドシステム	20	13、18	クローズドシステム
20	16	放流水質基準	20	16	放流水の水質の技術上の基準
20	図 2.2-8		20	図 2.2-8	可燃ごみ処理施設稼働時の矢印を点線に修正
21	図 2.2-9	遊水地	21	図 2.2-9	遊水池
22	-	-	22	7	「・構内道路、駐車場周辺を含めた敷地内緑化や法面緑化、小動物の落下防止や移動を可能とした側溝への蓋かけ等、対応が可能な箇所について、できる限り陸生動物に配慮する。」を追記
22	9	標準断面図	22	12	標準横断面図
22	13	531 日/台	22	16	531 台/日
22	-	-	22	23	「・取付道路の周辺の法面緑化、小動物の落下防止や移動を可能とした側溝への蓋かけ等、対応が可能な箇所について、できる限り陸生動物に配慮する。」を追記
23	図 2.2-10 図 2.2-11	標準断面図 水路工断面図 水路工	23	図 2.2-10 図 2.2-11	標準横断面図 水路断面図 水路
24	31	現有施設事業者等	24	30	現ごみ処理施設や同規模施設に関して実績のあるプラントメーカー

表 12-1(2) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
24	32	合計が 531 台/日 (59 台/時間である。)	24	32	搬入・搬出車両の合計は 531 台/日 (59 台/時間) である。
25	表 2.2-9	直営	25	表 2.2-9	市
26	13	北端の二股川上流部に	26	13	北端に
26	-	-	26	14	「二股川の現状の河川流下能力 (3~10 年降雨確率の流量相当) 及び将来の河川改修計画がないことを踏まえ、「河川事業と森林法に基づく開発許可との調整に関する事務処理の手引き (案)」 (青森県土木部河川課) に示される」を追記
26	16	原状復旧を行う計画とする。	26	19	原状復旧を行う。
26	-	-	27	2	「また、仮設調整池工事にあたっては、二股川への濁水等の影響を踏まえ、施工前に仮設調整池設置箇所の河川の切り回しや土のうの設置により、河川水が施工区域内に入らないようにする。また、敷地造成工事の完了後は、速やかに埋め戻し、原状復旧する計画であるが、原状復旧の際も同様に河川の切り回しや土のうの設置により、濁水の発生に配慮する。」を追記
27	12	隣接する一般廃棄物最終処分場にて保管し、覆土材	27	19	防災調整池堰堤等の盛土材、隣接する一般廃棄物最終処分場の覆土材
30	-	-	30	3	「、地形、地質」を追記
30	17	工事中には、	30	-	削除
30	20	以下まで調整して排水する計画である。	30	20	を満たす値まで調整して排水する。
30	-	-	30	21	「・道路・施設用地において、新たに形成される造成法面の構造は、「設計施工マニュアル(案)(河川編・道路編) (平成 11 年 10 月、(社)東北建設協会) に示されている標準値を基本とし、また、法面保護を兼ねた種子等による法面緑化や小段への植栽を行う。」を追記
32	7 11	完全クローズドシステム	32	7 11	クローズドシステム
32	10	放流水質基準	32	10	放流水の水質の技術上の基準
33	-	-	33	5	「・発生したスラグ等の資源物は、ストックヤードの建屋で保管するとともに、ストックヤードへの搬送段階においても、雨水にさらされることがないように適切な管理を行う。」を追記



表 12-1(3) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
33	-	-	33	18	「・可燃ごみ処理施設の設計にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に係る最良技術の導入を検討する。」を追記
<b>第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況</b>					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
35	5	状況	35	5	概況
37	図 3.1-1	-	37	図 3.1-1	%の位置を変更
38	図 3.1-2	図 3.1-2 地域気象観測所位置図	38	図 3.1-2	図 3.1-2 気象観測所位置図
41	表 3.1-3 表 3.1-4	一般環境	41	表 3.1-3 表 3.1-4	一般環境大気
42	4	一般環境測定局	42	4	一般環境大気測定局
42	表 3.1-5 表 3.1-6	一般環境 自動車排ガス	42	表 3.1-5 表 3.1-6	一般環境大気 自動車排出ガス
43	表 3.1-7 表 3.1-8		43	表 3.1-7 表 3.1-8	
44	表 3.1-9 表 3.1-10	一般環境	44	表 3.1-9 表 3.1-10	一般環境大気
45	表 3.1-11 表 3.1-12	一般環境 自動車排ガス	45	表 3.1-11 表 3.1-12	一般環境大気 自動車排出ガス
46	表 3.1-13 表 3.1-14		46	表 3.1-13 表 3.1-14	
43	8	青森県庁の観測局	43	8	青森県庁局
41	表 3.1-4	備考 「平成 16 年～」	41	表 3.1-4	備考 平成 16 年版～
42	表 3.1-6		42	表 3.1-6	
43	表 3.1-8		43	表 3.1-8	
44	表 3.1-10		44	表 3.1-10	
45	表 3.1-12		45	表 3.1-12	
46	表 3.1-14		46	表 3.1-14	
47	表 3.1-15 表 3.1-16 (1)		47	表 3.1-15 表 3.1-16 (1)	
48	表 3.1-16 (2)		48	表 3.1-16 (2)	
48	表 3.1-17	備考 「平成 16 年度～」	48	表 3.1-17	備考 「平成 16 年度版～」
49	表 3.1-19		49	表 3.1-19	
50	表 3.1-20		50	表 3.1-20	
52	表 3.1-22		52	表 3.1-22	
52	表 3.1-21	-	52	表 3.1-21	「(平成 15 年度～平成 19 年度)」を追記
53	表 3.1-23	備考 (青森市)	53	表 3.1-23	備考 (青森市環境部)
54	5	-	54	5	「生活環境項目 <sup>1</sup> についての」を追記
54	9	生活環境項目については、SS が平岡橋、新井田橋で BOD、大腸菌群数が全地点で月により環境基準値を超える月がみられた。	54	10	平成 19 年度においては、SS が新井田橋で、BOD が平岡橋と新井田橋で大腸菌群数は全地点で月により環境基準値を超える月がみられた。

表 12-1 (4) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
54	-	-	54	12	「また、経年的には、pH、DO が全地点、全ての月で環境基準値を満足していたが、SS、BOD は年度により環境基準値を超える地点、月がみられた。大腸菌群数は全地点で月により環境基準値を超える月がみられた。」を追記
54	11	健康項目	54	13	なお、健康項目 <sup>1</sup>
54	12	-	54	14	「新井田橋、戸建沢橋で測定されており、」を追記
54	-	-	54	欄外	「1:「水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)において定められている、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準の項目を「健康項目」、生活環境の保全に関する環境基準の項目を「生活環境項目」とした。」を追記
55	表 3.1-27	備考 「平成16年度～」	55	表 3.1-27	備考 「平成16年度版～」
56	表 3.1-29		56	表 3.1-29	
55	表 3.1-28	備考 「平成16年～」	55	表 3.1-28	備考 平成16年版～
58	表 3.1-30		58	表 3.1-30	
58	7	三内、	58	-	削除
58	8	平成14年度	58	8	平成15年度
58	表 3.1-31	平成14年度	58	表 3.1-31	平成15年度
58	表 3.1-31	平成14年度の欄を削除	58	表 3.1-31	「平成15年度」、「平成18年度」の欄を追記
58	表 3.1-31	出典の年度 平成15年度～平成18年度	58	表 3.1-31	平成15年度～平成19年度
59	表 3.1-32	「三内」の欄	59	表 3.1-32	削除
59	表 3.1-32	備考 「平成16年～」	59	表 3.1-32	平成16年版～
61	1	土壌及び地盤の状況	61	1	地盤及び土壌の状況
62	7	「青森市のかんきょう 平成16年度～平成20年度版」	61	7	「青森市のかんきょう 平成16年度版～平成20年度版」(青森市環境部)
61	12	-	61	12	「二股川沿いに岩渡統が分布する他は、広く」を追記
61	表 3.1-33	-	61	表 3.1-33	「岩渡統」の記述を追記
61	表 3.1-33	浮石層	61	表 3.1-33	軽石層
62	表 3.1-34	平成16年～	62	表 3.1-34	平成16年版～
62	表 3.1-35	平成16年度～	62	表 3.1-35	平成16年度版～
62	表 3.1-34	「青森市新田」、「青森市新城」、「青森市沖館」の欄	62	表 3.1-34	削除
65	図 3.1-8	-	65	図 3.1-8	凡例に「大釈迦丘陵」を追記 地図上に「鷹森山」、「女蛇山」の位置及び地形区分を図示
66	4、9	沖積低地堆積物	66	4、9	谷底低地堆積物
66	5	-	66	5	「新时期火山噴出物の火山灰(A・B) 軽石流堆積物」を追記

表 12-1 (5) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
66	6	第四紀洪積世	66	6	第四紀更新世
66	7~9	二股川左岸の新城川流域では、粘土・砂・礫からなる岡町層が、二股川右岸では、新規火山噴出物の火山灰(A・B)が分布し、	66	7~10	二股川左岸の鷹森山から東に延びる尾根の頂部付近では、粘土・砂・礫からなる岡町層が、二股川右岸では、新期火山噴出物の火山灰(A・B) 軽石流堆積物が分布し、
67	図 3.1-9	-	67	図 3.1-9	凡例に、年代、地層名を追記
68	11	第三紀鮮新世代表化石	68	11	第三紀鮮新世から第四紀更新世化石
102	3	農業集落排水事業	102	3	農業集落排水事業等
103	図 3.2-6	農業集落排水事業の実施状況	103	図 3.2-6	農業集落排水事業等の実施状況
104	表 3.3-1	-	104	表 3.3-1	「微小粒子状物質」の環境基準を追記 注釈に「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号)」を追記
104	表 3.3-1	注釈 3 行目「環境省」	104	表 3.3-1	環境庁
105	表 3.3-2	県道以上の道路及び 4 車線以上の市道	105	表 3.3-2	高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道並びに一般自動車道(自動車専用道路)
105	表 3.3-2	注釈 5 行目「とする。」	105	表 3.3-2	削除
107	表 3.3-3	0.02mg/L 以下(1,1-ジクロロエチレン)	107	表 3.3-3	0.1mg/L 以下(1,1-ジクロロエチレン)
107	表 3.3-3	-	107	表 3.3-3	「1,4-ジオキサン」の環境基準を追記
108	表 3.3-4	備考の「(湖沼、海域もこれに準ずる。)」	108	表 3.3-4	削除
109	表 3.3-5	0.02mg/L 以下(1,1-ジクロロエチレン) 0.04mg/L 以下(シス-1,2-ジクロロエチレン)	109	表 3.3-5	0.1mg/L 以下(1,1-ジクロロエチレン) 「塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン」の環境基準を追記 「シス-1,2-ジクロロエチレン」の記載を削除
110	表 3.3-6	水源地	110	表 3.3-6	水源地
112	表 3.3-7	米 1kg につき 15mg (砒素)	112	表 3.3-7	土壌 1kg につき 15mg (砒素)
112	表 3.3-7	土壌 1g につき 1,000pg-TEQ 以下であること。(ダイオキシン類)	112	表 3.3-7	1,000pg-TEQ/g 以下であること。(ダイオキシン類)
113	表 3.3-8	注釈 2 行目「規則第 63 号」	113	表 3.3-8	青森県規則第 63 号
114	表 3.3-10	連続炉以外のものにあたっては	114	表 3.3-10	連続炉以外のものにあつては
115	表 3.3-13	都市計画に基づく用途地域	115	表 3.3-13	都市計画法に基づく用途地域
115	表 3.3-13	自動車騒音に係る「工業地域」の区域区分「-」	115	表 3.3-13	自動車騒音に係る「工業地域」の区域区分「c 区域」
118	表 3.3-16	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	118	表 3.3-16	1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)

表 12-1 (6) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
123	表 3.3-22	注釈 7 行目「敷地境界上線上」	123	表 3.3-22	敷地境界線上
123	表 3.3-22	注釈 12 行目「振動規制法施行規則第 11 条」	123	表 3.3-22	振動規制法施行規則
125	表 3.3-26	排出水量 (Q)	125	表 3.3-26	排出水量 (Q : m <sup>3</sup> /秒)
125	表 3.3-26	注釈「青森告示」	125	表 3.3-26	青森市告示
125	18 18~19	臭気強度を 3 以下、 (表 3.3-30 参照)	125	5 6	臭気強度を 3(臭気指数:12~18) (表 3.3-31 参照)
125	20	-	125	7~8	「青森市臭気指数測定実施要領に基づく臭気強度の判定を表 3.3-28 に示す。」を追記
125	-	-	125	表 3.3-28	「臭気強度の判定」を追記
125	-	-	125	欄外	「 <sup>1</sup> 臭気指数とは悪臭防止法第 2 条第 2 項に定める臭気指数をいう。」を追記
127	表 3.3-28	一律排水基準 (水質汚濁防止法)	127	表 3.3-29	一律排水基準
127	表 3.3-28	・シアン及びその化合物 ・有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る) ・六価クロム及びその化合物	127	表 3.3-29	・シアン化合物 ・有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る) ・六価クロム化合物
127	表 3.3-28	ほう素及びその化合物の一律排水基準「10mg/L (海域以外)、230mg/L (海域)」	127	表 3.3-29	ほう素 10mg/L (海域以外)、230mg/L (海域)
127	表 3.3-28	ふっ素及びその化合物の一律排水基準「8mg/L (海域以外)、15mg/L (海域)」	127	表 3.3-29	ふっ素 10mg/L (海域以外)、230mg/L (海域)
127	表 3.3-28	注釈 2 行目「環告第 39 号」	127	表 3.3-29	環境庁告示第 39 号
128	6、7	排水基準	128	6、7	放流水の水質の技術上の基準
128	表 3.3-31	浄化槽の放流水に係る排水基準	128	表 3.3-32	放流水の水質の技術上の基準
130	10	平成 11 年 7 月 26 日	130	10	平成 11 年 7 月 16 日
130	18、20	条例第 31 号	130	18、20	青森県条例第 31 号
130	23	条例第 58 号	130	23	青森県条例第 58 号
131	13	都市整備部都市政策課	131	13	青森市都市整備部都市政策課
133~134	表 3.3-34 (1)、(2)	注釈「都市整備部都市政策課」	133~134	表 3.3-35 (1)、(2)	青森市都市整備部都市政策課
138	表 3.3-36	・遺跡番号 01014 の所在地「俗称水天宮」 ・遺跡番号 01065 の所在地「近野、三内」	138	表 3.3-37	・俗称、水天宮 ・近野、大字三内
第 4 章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要及び知事の意見並びに事業者の見解					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
141	表 4.1-1	情報プラザ市政情報提供コーナーの住所「新町 1 丁目」	141	-	新町一丁目
145	-	5.1 方法書についての知事の意見及び事業者の見解	145	-	4.2 方法書についての知事の意見及び事業者の見解 とした。

表 12-1 (7) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

第 5 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要、説明会に参加した者から述べられた意見の概要及び知事の意見並びに事業者の見解					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
-	-	-	147	-	5.1 意見書の提出による意見の概要及び事業者の見解 とし、準備書の縦覧期間等を記載した。
-	-	-	148	表 5.1-2	意見書の概要及び意見についての事業者の見解を記載した。
-	-	-	150	-	5.2 説明会に参加した者から述べられた意見及び事業者の見解とし、その内容を記載した。
-	-	-	151	表 5.2-2	説明会に参加した者から述べられた意見及び事業者の見解を記載した。
-	-	-	153	-	5.3 準備書についての知事の意見及び事業者の見解 とし、その内容を記載した。
-	-	-	153	表 5.3-1	青森県知事の意見及び意見についての事業者の見解を記載した。
第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
150	表 6.1-3 (2)	「水質 廃棄物の処理」の選定する理由 7 行目「放流水質基準」	158	表 6.1-3 (2)	放流水の水質の技術上の基準
15	表 6.1-3 (4)	デジタル放送へ移行する平成 23 年 7 月 25 日	160	表 6.1-3 (4)	デジタル放送へ移行する平成 23 年 7 月 24 日
150	表 6.1-3 (2)	「水底の底質 廃棄物の処理」の選定しない理由 4 行目「合併浄化槽」	158	表 6.1-3 (2)	浄化槽
160	表 6.2.1-1 (6)	「予測対象時期等」の下記【工事中】 工事用車両の発生台数が最大となる、建設工事における躯体工事（コンクリート打設）を施工予定である平成 24 年 7 月頃の工事用車両が 1 年間続くものとした。 【供用後】	168	表 6.2.1-1 (6)	削除
162	2	表 6.2.1-2	170	2	表 6.2.1-2 (1) ~ (2)
167	2	表 6.2.1-4 (1) ~ (3)	175	2	表 6.2.1-4 (1) ~ (2)
168	表 6.2.1-4 (2)	「予測地域」の「予測地域は、図 6.2-3 に示す大気質の予測における対象事業実施区域の現地調査地点（1~4）、対象事業実施区域の敷地境界線及び最大着地濃度が出現する範囲とした。」	176	表 6.2.1-4 (2)	予測地域は、対象事業実施区域及びその周辺とした。
168	表 6.2.1-4 (2)	「予測地点」の選定理由「予測地域と同じとした。」	168	表 6.2.1-4 (2)	予測地点は、ごみの焼却による影響が想定される範囲のうち、最大着地濃度が出現する地点、特に配慮が必要な施設及び規制基準との整合を把握する敷地境界線とした。

表 12-1 (8) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
168	表 6.2.1-4 (2)	「予測地点」の「予測地点は、 図6.2-3に示す大気質の予測に おける対象事業実施区域の現地 調査地点(1~4) 対象事業 実施区域の敷地境界線及び最 大着地濃度が出現する範囲と した。」	176	表 6.2.1-4 (2)	予測地点は、図 6.2-3 に示す悪臭 の現地調査地点(1~4) 対象事 業実施区域の敷地境界線及び最 大着地濃度が出現する地点とし た。
173~ 175	図 6.2-4~ 図 6.2-6		181~ 183	図 6.2-4 ~ 図 6.2-6	図 6.2-4~ 図 6.2-6 を入替
176	表 6.2.1-6 (1)	調査地点 地下水の水位の状 況「対象事業実施区域内の 14 地点」	184	表 6.2.1-6 (1)	対象事業実施区域及びその周辺 の 14 地点
178~ 179	図 6.2-7~ 図 6.2-8		186~ 187	図 6.2-7 ~ 図 6.2-8	図 6.2-7~ 図 6.2-8 を入替
180	表 6.2.1-7 (1)	調査地点 植生の状況「に示 す」	188	表 6.2.1-7 (1)	削除
182	表 6.2.1-8 (1)	調査の基本的な手法「青森県史 自然編 地学」(青森県史友の 会)	190	表 6.2.1-8 (1)	「青森県史 自然編 地学」(青森 県)
182	表 6.2.1-8 (1)	調査の基本的な手法	190	表 6.2.1-8 (1)	「青森県の地質」(青森県)を追加
184	表 6.2.1-9 (1)	調査の基本的な手法「土壌汚染物 質濃度 ダイオキシン類 調査 手法」の「環境庁水・大気環境 局土壌環境課」	192	表 6.2.1-9 (1)	環境省水・大気環境局土壌環境課
187	表 6.2.2-1 (1)	「調査地域」の「調査地域は、」	195	表 6.2.2-1 (1)	調査地域は、図 6.2-10 に示す
187	表 6.2.2-1 (1)	「調査地点」の【現地調査】	195	表 6.2.2-1 (1)	【現地調査】(図 6.2-10 参照)
188	表 6.2.2-1 (2)	評価の手法 「第二次青森環境 計画」	196	表 6.2.2-1 (2)	第二次青森県環境計画
190	表 6.2.2-2 (1)	「調査の基本的な手法」の【現地 調査】哺乳類相の調査手法	198	表 6.2.2-2 (1)	「自動撮影」を追記
191	表 6.2.2-2 (2)	「調査地点」の【現地調査】 哺乳類相	199	表 6.2.2-2 (2)	「(各地点にシャーマントラップ 20 個、墜落かん 5 個) 自動撮影 地点: 5 地点)」を追記
192	表 6.2.2-2 (3)	評価の手法 「第二次青森環境 計画」	200	表 6.2.2-2 (3)	第二次青森県環境計画
195	表 6.2.2-3 (2)	評価の手法 「第二次青森環境 計画」	203	表 6.2.2-3 (2)	第二次青森県環境計画
198	表 6.2.2-4 (2)	評価の手法 「第二次青森環境 計画」	206	表 6.2.2-4 (2)	第二次青森県環境計画
199	図 6.2-13	生態系調査地点	207	図 6.2-13	生態系調査地域
201	表 6.2.3-1 (2)	評価の手法 「青森市景観計 画」(大規模行為景観形成基 準)、「青森市公共事業景観形成 基準」及び「青森市景観形成ガ イドライン」との整合	209	表 6.2.3-1 (2)	青森市景観計画、青森市公共事業 景観形成基準及び青森市景観形 成ガイドラインによる基準・目標 との整合
206	表 6.2.4-1	評価の手法 「青森県建設リサ イクル推進指針」及び「第二次 青森県環境計画」	214	表 6.2.4-1	青森県建設リサイクル推進指針 及び第二次青森県環境計画
208	表 6.2.4-3	評価の手法 「温室効果ガス削 減目標」	216	表 6.2.4-3	「地球温暖化対策」

表 12-1 (9) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

第7章 調査、予測及び評価の結果					
7.1 大気質					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
209～ 212	表 7.1-1～ 表 7.1-4 図 7.1-1～ 図 7.1-4	備考 「平成 16 年～」	217～ 220	表 7.1-1～ 表 7.1-4 図 7.1-1～ 図 7.1-4	平成 16 年版～
215	5	環境基準値を	223	5	短期的評価による環境基準値を
217	3	環境基準値を	225	3	短期的評価による環境基準値を
221	-	-	229～ 231	-	「 $\text{NO}_x$ 酸化窒素」を追記
221	-	-	232 ～240	-	「I 窒素酸化物」を追記
227	15	調査地点 b (で鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)	240	15	調査地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)
227	-	-	240	16～17	「なお、時間別方向別車種別の交通量調査結果は、資料編に示すとおりである。」を追記
227	17	差がなかった。	240	18	ほとんど差がなかった。
229	表 7.1-20	地点名の「鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑」	242	表 7.1-22	鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑
232	-	・ブルームモデルに使用する拡散幅 $z_0$ : 鉛直方向の初期拡散幅	245	-	$z_0$ : 鉛直方向の初期拡散幅 (m) ( $z_0 = 1.5$ )
235	-	-	248	20	「なお、地上 1.0m 高さにおける風配図は、資料編に示すとおりである。」を追記
237	5～6	浮遊粒子状物質と二酸化窒素の期間平均値は	250	5～6	浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び窒素酸化物の期間平均値は
237	図 7.1-6	浮遊粒子状物質と二酸化窒素の調査結果	250	図 7.1-20	「窒素酸化物」を追記
240	表 7.1-31	地点名の「鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑」	253	表 7.1-33	鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑
240	25	供用後は、	253	25	予測対象時期は、
243	5～7	前掲表 7.1-21 に示す予測地点最寄りの道路交通量調査結果 (一般国道 7 号) の昼夜交通量比を用いて設定した。	256	5～7	予測地点最寄りの道路交通量調査結果 (一般国道 7 号) の昼夜交通量比を用いて設定した前掲表 7.1-23 に示す交通量を用いた。
247	6	予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)	259	6	予測地点 b (鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑)
249～ 251	表 7.1-40～ 表 7.1-42 図 7.1-18～ 図 7.1-20	備考 「平成 16 年～」	262～ 264	表 7.1-42～ 表 7.1-44 図 7.1-22～ 図 7.1-24	平成 16 年版～
256	表 7.1-46	注釈の「 $\times$ : 環境基準値以上」	269	表 7.1-48	$\times$ : 環境基準値超過
257	図 7.1-22	2: 岩渡集落の夏季の期間平均値の数値「0.02」	270	図 7.1-26	0.020
258	表 7.1-47	調査地点「3: 鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑」の春季の期間平均値「0.009」	271	表 7.1-49	0.0088
258	表 7.1-47	調査地点「4: 旧戸門小学校」の年間の期間平均値「0.155」	271	表 7.1-49	0.15

表 12-1 (10) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
259	図 7.1-23	調査地点「3:鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑」の春季の期間平均値「0.009」	272	図 7.1-27	0.0088
265 ~ 270	図 7.1-24 (1)~(3) 図 7.1-25 (1)~(3)	凡例の「平均風速 (%)」	278 ~ 283	図 7.1-28 (1)~(3) 図 7.1-29 (1)~(3)	平均風速 (m/s)
276	表 7.1-56	風速区分の「弱風時：風速 0.5 ~ 0.9m/秒 無風時：風速 0.4m/秒以下」	289	表 7.1-58	弱風時：風速 0.5 m/秒以上 1.0m/秒未満 無風時：風速 0.5m/秒未満
277	3 ~ 5	風速条件により、有風時（風速 1.0m/秒以上の場合）にはブルーム式、弱風時（風速 0.9m/秒以下の場合）には弱風パフ式、無風時（風速 0.4m/秒未満の場合）には無風パフ式を用いた。	290	3 ~ 5	風速条件により、有風時（風速 1.0m/秒以上の場合）にはブルーム式、弱風時（風速 0.5 m/秒以上 1.0m/秒未満の場合）には弱風パフ式、無風時（風速 0.5m/秒未満の場合）には無風パフ式を用いた。
278	1	【無風パフ式（無風時：u 0.4m/秒）】	291	1	【無風パフ式（無風時：u < 0.5m/秒）】
280	表 7.1-58	無風時（u 0.4m/秒）	293	表 7.1-60	無風時（u < 0.5m/秒）
281	11	-	294	11 ~ 12	「なお、煙突高さ（地上 59m）における風配図、大気安定度出現頻度は、資料編に示すとおりである。」を追記
291	表 7.1-68	寄与濃度の欄	304	表 7.1-70	削除
291	表 7.1-68	-	304	表 7.1-70	「注）1.短期高濃度の予測結果は寄与濃度を示す。」を追記
292	表 7.1-70	-	305	表 7.1-72	「注）1.短期高濃度の予測結果は寄与濃度を示す。」を追記
7.2 騒音					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
299	12	5)交通量の状況	313	12	5)交通量の状況 既存資料調査
299	16	5)交通量の状況	313	17	5)交通量の状況 現地調査
306	11	3)交通量の状況	320	11	3)交通量等の状況
310	4	前掲図 7.1-9	324	4	前掲図 7.1-17
7.3 振動					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
316	14 ~ 15	調査地点 a（つくしが丘病院）は 18.1Hz、調査地点 b（鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑）は 14.3Hz であった。	330	14 ~ 17	調査地点 a（つくしが丘病院）は 18.1Hz、調査地点 b（鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑）は 14.3Hz であり、「道路環境整備マニュアル」（平成元年 1 月、（社）日本道路協会）では、『地盤卓越振動数が 15Hz 以下であるものを軟弱地盤と呼ぶこととする。』としていることから、調査地点 b の地盤は軟弱地盤、調査地点 a の地盤は軟弱地盤ではないと考えられた。
319	注釈	55dB とするのが適当とされている。	333	注釈	個人差があり必ずしも一定ではないが、55dB 以下と考えられている。
322	9、10	予測方法(1)予測式	336	9、10	予測方法(イ)予測式



表 12-1 (11) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

7.4 悪 臭					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
330	6	対象事業実施区域の	344	6	対象事業実施区域及びその周辺とし、
331	-	-	345	16	「最終上昇高さ ( Hf ) と風下距離別上昇高さ ( Hp ) のうち小さい方を設定」の記述を追記
7.5 水 質(地下水を除く)					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
335	12 ~ 14	SS が平岡橋 (平成 15 年度から平成 17 年度) 新井田橋 (平成 19 年度) で、BOD が平岡橋 (平成 15 年度から平成 17 年度、平成 19 年度) 戸建沢橋 (平成 16 年度) 新井田橋 (平成 19 年度) に環境基準値を上回った調査日があった。	349	12 ~ 15	平成 19 年度においては、SS が新井田橋で、BOD が平岡橋と新井田橋で月により環境基準値を超える月がみられた。 また、経年的には、pH が全地点、全ての月で環境基準値を満足していたが、SS、BOD は年度により環境基準値を超える地点、月がみられた。
336	表 7.5-2	備考 「平成 16 年 ~ 」	350	表 7.5-2	平成 16 年版 ~
343	2	前掲図 7.1-3	357	2	前掲図 7.1-5
346	図 7.5-5	電気伝導度の単位 「ms/m」	360	図 7.5-5	mS/m
354	表 7.5-18	「沖積粘性土」	368	表 7.5-18	「粘性土層」
357	表 7.5-20	「沖積礫質土」	371	表 7.5-20	「礫質土層」
358	図 7.5-10		372	図 7.5-10	
356	4、10	沖積粘性土	370	4、10	粘性土層
356	4、12	沖積礫質土	370	4、12	礫質土層
357	表 7.5-20	地質名称	371	表 7.5-20	地層名
363	表 7.5-23	注)1. 敷地造成の裸地面積については、緩衝緑地の面積を除いた値とした。	377	表 7.5-23	注)1. 取付道路の面積は、道路法面部分(早期緑化)を除いた値 2. 敷地造成の裸地面積は、敷地面積から緩衝緑地、仮設調整池、取付道路の面積を除いた値
364	-	-	378	5 ~ 6	「なお、仮設調整池の設計結果は、資料編に示すとおりである。」を追記
364	5	「表」及び「7.5-24」の記述	378	-	削除
365	図 7.5-15	-	379	図 7.5-15	図中に、仮設法面工(伐採) 取付道路を記載
366	-	限界粒径の式の重力加速度の単位 「m/s」	380	-	m/s <sup>2</sup>
366	-	限界粒径の式の水の粘性係数の単位 「Pa・s」	380	-	Pa・秒
366	-	(脚注)2 の「青森地方気象台の平成 20 年の降水量の出現頻度において、降水量約 4mm/時未満が全体の約 90%を占めており」	380	-	降雨強度は、日常よくみられる降雨状況として、1 回/月程度の頻度で発生する降雨を対象とし、青森地方気象台の平成 20 年の降水量の出現頻度が、降水量約 4mm/時未満が全体の約 90%を占めており
373	5	完全クローズドシステム	387	5	クローズドシステム
373	8	放流水質排水基準	387	8	放流水の水質の技術上の基準
374	2		388	2	
374	5	合併処理浄化槽	388	5	浄化槽(合併処理浄化槽)
374	表 7.5-32	表題の「BOD の放流水質排水基準」	388	表 7.5-32	放流水の水質の技術上の基準

表 12-1 (12) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
374	表 7.5-33	表題の「合併処理浄化槽からの」	388	表 7.5-33	浄化槽(合併処理浄化槽)からの
374	表 7.5-33	備考の「合併処理浄化槽の排出量原単位」	388	表 7.5-33	浄化槽(合併処理浄化槽)の排出量原単位
375	表 7.5-35(1)	注)1.二股川は生活環境の保全に関する環境基準の類型指定はないが、参考として環境基準B類型と比較を行う。	389	表 7.5-35(1)	削除
375	表 7.5-35(3)	T-Pの予測結果の「平水年平均流量 地点4:0.0360 地点5:0.0306 湯水年低水流量 地点4:0.0408 地点5:0.0335」	389	表 7.5-35(3)	T-Pの予測結果の「平水年平均流量 地点4:0.036 地点5:0.031 湯水年低水流量 地点4:0.041 地点5:0.033」
376	2	全項目をとおして	390	2	全項目とも
376	4~5	しかしながら、生物化学的酸素要求量(BOD)は、環境基準値を超過していることから、	390	4~6	二股川は環境基準の類型指定はないが、参考として、流入する新城川の指定類型(B類型)と比較した結果、生物化学的酸素要求量(BOD)は、環境基準(B類型)を超える水準にあることから、
376	12	放流水質排水基準	390	13	放流水の水質の技術上の基準
376	13	完全クローズドシステムにより	390	14	クローズドシステムにより
376	表 7.5-36	項目の「BOD」	390	表 7.5-36	BOD (mg/L)
7.6 地下水(水位)					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
379	図 7.6-1	地下水(水位)調査地点	393	図 7.6-1	地下水(水位)調査地域及び調査地点
381	7	沖積層中	395	7	粘性土層
395	図 7.6-7(1)	「沖積世」	409	図 7.6-7(1)	「完新世」
397	図 7.6-7(2)	「沖積粘性土」 「沖積礫質土」 「洪積世」	411	図 7.6-7(2)	「粘性土層」 「礫質土層」 「更新世」
399	表 7.6-12	「地下水涵養量(P <sub>0</sub> )」の計算条件	413	表 7.6-12	P <sub>0</sub> = 0.78mm/日 (9.03 × 10 <sup>-6</sup> m/秒)
401	表 7.6-13	P <sub>0</sub> = 0.78mm/日 (8.99 × 10 <sup>-6</sup> m/秒)	415	表 7.6-13	
399	表 7.6-12	-	413	表 7.6-12	「注)降水量の観測データ、可能蒸発散量の算出結果は、資料編に示すとおりである。」を追記
400	図 7.6-8 (1)~(3)	凡例「推定値」「計算値」	414	図 7.6-8 (1)~(3)	「地下水位(推定値)」 「地下水位(計算値)」
401	5	-	415	5	「予測条件は、表 7.6-13 に示すとおりである。」を追記
402	図 7.6-9 (1)~(3)	凡例「現況(計算値)」「土地改変後(計算値)」	416	図 7.6-9 (1)~(3)	「現況(地下水位(計算値))」 「土地改変後(地下水位(計算値))」
404	15	4)地質の状況	418	15	4)地形及び地質の状況
407	3	予測される。	421	3	予測された。

表 12-1 (13) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

7.7 水象(地下水を除く)					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
410	12	-	424	12~13	「なお、過去 20 年間(平成元年から平成 20 年)の水文基準年の算定結果は、資料編に示すとおりである。」を追記
411	-	-	425	20	「タンクモデルの計算過程は、資料編に示す。」を追記
416	表 7.7-2	「改変面積」の「緩衝緑地、仮設工法面(原状回復)を除く」	430	表 7.7-2	改変面積は、敷地面積から緩衝緑地、仮設工法面(原状回復)を除いた値
416	表 7.7-2	「日降水量」、「日平均気温」の計算条件「青森地域気象観測所」	430	表 7.7-2	青森地方気象台
416	表 7.7-2	「日平均気温」の計算条件「(図 7.7-9 参照)」	430	表 7.7-2	図 7.7-5 参照
7.8 地形・地質					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
419	16	青森市南東部	433	16	青森市南西部
419	18~20	第四紀の大沢迦層(砂岩・シルト岩)とその上部の鶴ヶ坂層(軽石質凝灰岩)を基盤とし	433	18~19	第四紀の大沢迦層(砂岩・シルト岩)を基盤とし
419	20	洪積世	433	19~20	更新世
419	21	軽石流	433	20	火砕流
420	図 7.8-2	-	434	図 7.8-2	地形区分を図示
421	2~4	大沢迦丘陵には、第四紀洪積世の堆積岩類である大沢迦層、その上位に火山砕屑岩類である鶴ヶ坂層が分布する。これら基盤を覆って第四紀洪積世の火山灰が分布し、谷底平野部には沖積低地堆積物が分布している。	435	2~4	大沢迦丘陵には、第四紀更新世の堆積岩である大沢迦層、その上位に火山砕屑岩である鶴ヶ坂層が分布する。これらを覆って第四紀更新世の火山灰が分布し、谷底平野部には谷底低地堆積物が分布している。
421	6~9	大沢迦層(Ssi)は、津軽半島の背嶺をなす中山山脈の東翼部に広く発達しており、馬ノ神山、梵珠山の東麓から新城川に至る山地、同山の西南麓及び浪岡川流域に分布している。主として中～粗粒の凝灰質岩からなり、細礫岩及びシルト岩をしばしば挟在している。一般に、下部はシルト岩が優勢であり、上部になるにつれて砂岩が多くなる。	435	5~8	大沢迦層(Ssi)は、模式地である青森市浪岡大字大沢迦の大沢迦トンネル付近を中心としてほぼ南北に分布し、北は蟹田層に側方変移し、南は浅瀬石川南岸にまで分布する。津軽半島南東部では、本層中に 2 つの堆積輪廻が認められ、凝灰質中～粗粒砂岩・細粒砂岩・中～粗粒砂岩・砂質泥岩がこの順で重なっている。
421	10~11	鶴ヶ坂層(Pt3)は、新城川流域一帯に発達し、津軽平野の北東縁に沿って帯状に分布している。主として石英安山岩と軽石凝灰岩からなり、一部に安山岩角礫を多量に含む。全体的に塊状で、ほぼ均一な層相を示す。また、風化層が比較的厚く、丘陵地の緩傾斜地形の大半を覆っている。	435	9~11	鶴ヶ坂層(Pt3)は、青森市鶴ヶ坂付近の新城川流域を模式地とする。層厚は、模式地で約 100m であるが、模式地を離れると急激に薄くなる。本層は、主として塊状で灰～灰白色を呈するデイサイト質軽石凝灰岩より成り、一部では凝灰角礫岩となっている。

表 12-1 (14) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
421	13~15	新規火山噴出物(Pf・Wt・A・B)は、下位より溶結凝灰岩、軽石流堆積物、火山泥流火山灰に区別される。対象事業実施区域は主に岡町層(Csg)の分布域にあたり、新規火山噴出物の分布域ではない	435	12~18	岡町層(Csg)は、青森市岡町西方を模式地として、模式地から北方の青森市真部西方にかけての地域及び東津軽郡蟹田町瀬辺地を中心とした地域に分布する。主に級化層理 <sup>1</sup> の発達した細円礫や砂あるいは粘土から成り、青灰色のシルト・葉理 <sup>2</sup> の発達した中粒砂・亜炭等を挟む。砂層は礫を含んで斜交層理 <sup>3</sup> が発達する場合がある。層厚は約100mであるが、地域的な層相変化が著しく、青森市孫内付近では薄くなる。新規火山噴出物(Pf・Wt・A・B)は、下位より溶結凝灰岩、軽石流堆積物、火山泥流火山灰に区別される。対象事業実施区域の一部が、新規火山噴出物の分布域にあたる。
421	16	沖積低地堆積物	435	19	谷底低地堆積物
422	図7.8-3	-	436	図7.8-3	凡例に、年代、地層名を追記
424	14	-	438	14~16	「地質断面図は、ボーリング調査、現地踏査結果等から作成した。大釈迦層の風化部の分布範囲は、ボーリング調査結果や現地踏査時の露頭状況を踏まえ設定した。」を追記
424	16	第四紀沖積世の沖積粘性土(Ac)、沖積礫質土(Asg)	438	18	第四紀完新世の粘性土層(Ac)、礫質土層(Asg)
424	16	第四期洪積世	438	18	第四紀更新世
424	-	-	438	21~25	「なお、対象事業実施区域は、図7.8-3によると、新規火山噴出物の分布域ではなく、岡町層(Csg)の分布域にあたるが、ボーリング調査(B-2、B-6)において、赤褐色の粘土質火山灰や砂質の軽石粒を含む火山灰、軽石質火山灰等からなる火山灰B(図7.8-3参照)に近い層相を示していたことから、二股川左岸の鷹森山から東に延びる尾根の頂部付近に分布する地層を火山灰質粘性土(Vc)とした。」を追記
425	表7.8-5	「沖積世」	439	表7.8-5	「完新世」
429	図7.8-6(1)	「沖積粘性土」	443	図7.8-6(1)	「粘性土層」
431	図7.8-6(2)	「沖積礫質土」	445	図7.8-6(2)	「礫質土層」
433	図7.8-6(3)	「洪積世」	447	図7.8-6(3)	「更新世」
435	図7.8-6(4)		449	図7.8-6(4)	
439	表7.8-6		453	表7.8-6	

表 12-1 (15) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
437	3	沖積粘性土層	451	3	粘性土層
437	7	沖積礫質土層	451	7	礫質土層
437	20、25	軽石流堆積物の未熔結・風化部	451	20、25	火砕流堆積物の風化部
438	2	軽石質凝灰岩(弱熔結部)	452	2	デイサイト質軽石凝灰岩
438	3	軽石流堆積物の弱熔結部	452	3	火砕流堆積物
438	3	軽石質凝灰岩	452	3	デイサイト質軽石凝灰岩
438	10、12、 13、17、 20、21、24	「砂岩類」 「シルト岩類」 「細礫岩類」	452	10、12、 13、17、 19～23	「砂岩」 「シルト岩」 「細礫岩」
438	22	未固結砂岩として確認されている	452	21	固結度が低い
438	27	砂の混入が少なくなり	452	25	礫の混入が少なくなり
439	15	沖積粘性土、沖積礫質土	453	15	粘性土層、礫質土層
439	表 7.8-6	地質年代の「沖積世」 <sub>1</sub> 、「洪積世」 <sub>2</sub> 地層名の「沖積粘性土」 <sub>1</sub> 、「沖積礫質土」 <sub>2</sub> 鶴ヶ坂層新鮮部の工学的性質の「軽石凝灰岩」	453	表 7.8-6	地層年代：「完新世」 <sub>1</sub> 、「更新世」 <sub>2</sub> 地層名：「粘性土層」 <sub>1</sub> 、「礫質土層」 <sub>2</sub>  「軽石質凝灰岩」
444	6～9	切土法面における地質は、主に軟岩に相当する鶴ヶ坂層(Tpt)にあたるが、一部、砂質土に相当する鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)もみられることから、法面勾配は砂質土(土砂)の場合を想定した勾配とすることにより、斜面の安定性を確保する。また、切土法面には、法面保護を兼ねて速やかに小段等への植栽を行い、斜面の安定を図ることから、切土法面の安定性に変化はないと予測した。	458	8～15	切土法面における地質は、主に軟岩に相当する鶴ヶ坂層(Tpt)にあたるが、施設用地南西側の取付道路末端付近には、砂質土に相当する鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)もみられる。 鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)が露出する部分の法面勾配については、鶴ヶ坂層(Tpt)が露出する部分の勾配(1:1.0)よりも緩い勾配(1:1.2)とすることにより、斜面の安定性を確保する。 また、切土法面には、植生ネット(吹き付け厚3cm)を基盤材として使用し、法面保護を兼ねた種子の吹き付け等の緑化を行うことで斜面の安定を図る。 以上のことから、切土法面の安定性に変化はないと予測した。
444	図 7.8-8	鶴ヶ坂層、鶴ヶ坂層風化部、強風化部の法面勾配を一緒に図示	458	図 7.8-8	鶴ヶ坂層の法面勾配(1:1.0)と鶴ヶ坂層風化部、強風化部の法面勾配(1:1.2)を分けて図示
445	12～13	道路・施設用地及び防災調整池において、新たに形成される造成法面(切土法面・盛土法面)は、標準法面勾配等の基準に基づいた構造とし、また、法面保護を兼ねた種子等による法面緑化や小段への植栽を行うことから、	459	12～13	道路・施設用地及び防災調整池の設置にあたっては、「第2章 対象事業の目的及び内容 2.2 対象事業の内容 2.2.5 環境保全対策」に示した環境保全対策を実施することから、

表 12-1 (16) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

7.9 土壌(土壌汚染)					
修正なし					
7.10 陸生植物					
準備書			評価書		
頁	行	頁	行	頁	行
460	4	570 種	474	4	565 種
460	表 7.10-5	確認種数 「離弁花類 60 科 255 種 合弁花類 22 科 149 種 合計 570 種」	474	表 7.10-5	離弁花類 60 科 252 種 合弁花類 21 科 147 種 合計 565 種
7.11 陸生動物					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
501	表 7.11-7	調査手法「哺乳類」の「フィールドサイン調査、捕獲調査(5 地点)、直接観察法とした。」	515	表 7.11-7	フィールドサイン調査、捕獲調査(5 地点、各地点にシャーマントラップ 20 個、墜落かん 5 個)、直接観察法、自動撮影(5 地点)とした。
503	4	-	517	4~5	「捕獲調査による確認種及び確認個体数の一覧は資料編に示すとおりである。」を追記
504	5	自然環境保全基礎調査	518	5	第 2 回自然環境保全基礎調査
506	3	-	520	3~4	「ライセンス法及び定点センサ法による鳥類確認種及び確認個体数一覧は、資料編に示すとおりである。」を追記
514	表 7.11-16 (17)	確認状況の「スギ植林の 1 箇所ので 1 個体が確認された、なお、対象事業実施区域内では確認されなかった。」	528	表 7.11-16 (17)	スギ植林の 1 箇所ので 1 個体が確認された。なお、対象事業実施区域内では確認されなかった。
518	3	自然環境保全基礎調査	532	3	第 2 回自然環境保全基礎調査
520	3	自然環境保全基礎調査	534	3	第 2 回自然環境保全基礎調査
522	3	自然環境保全基礎調査	536	3	第 2 回自然環境保全基礎調査
527	図 7.11-2	1 号水路工 2 号水路工	541	図 7.11-2	1 号水路 2 号水路
529	表 7.11-33 (1)	-	543	表 7.11-33 (1)	重要性の下の欄 「生態等」を追記
549	表 7.11-34 (16)	注釈：平成 13 年 青森県	563	表 7.11-34 (16)	注釈：平成 13 年 3 月 岩手県
573 ~ 575	8	既存資料調査 (ア) 動物 (イ) 植物 の順	587 ~ 589	8	既存資料調査 (ア) 植物 (イ) 動物 の順
573	9	魚類の一例として	587	12	魚類として
582	3	自然環境保全基礎調査	596	3	第 2 回自然環境保全基礎調査

表 12-1 (17) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

7.12 水生生物					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
592	7~9	対象事業実施区域下流側の二股川の生息確認地点周辺に移送する代償措置を講ずることとし、専門家の助言・指導を受けながら実施することとする。	606	7~12	付近の生息可能な場所へ移送する代償措置を講ずる。移送先については、事業による影響を受けない対象事業実施区域の上流側の生息確認地点周辺が良いと考えられるが、上流側は川幅や流量が小さく生息に適した環境が限られていることから、上流側だけでなく下流側の生息確認地点周辺及び、生息確認地点周辺に流入する支沢も視野に入れ検討し、移送先の選定及び移送については、現地確認を含め、専門家による助言・指導を受けながら実施することとする。
592	表 7.12-21	実施内容「位置」の「対象事業実施区域下流側の二股川」	606	表 7.12-21	対象事業実施区域上流・下流の二股川または流入支沢
592	表 7.12-22	調査範囲の「対象事業実施区域下流側の二股川」	606	表 7.12-22	移送実施箇所周辺
593	17	対象事業実施区域下流側の二股川	607	17	対象事業実施区域上流・下流の二股川または流入支沢
593	表 7.12-23	予測結果の「直接改変区域内に生息するスナヤツメ及びニホンカワトンボについては、対象事業実施区域下流側の二股川に移送する代償措置を講ずることとした。」	607	表 7.12-23	直接改変区域内に生息するスナヤツメ及びニホンカワトンボについては、対象事業実施区域上流・下流の二股川または流入支沢に移送する代償措置を講ずることとした。
7.13 生態系					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
596	図 7.13-1	生態系調査地点	610	図 7.13-1	生態系調査地域
599	表 7.13-3	岡町層	613	表 7.13-3	岡町層・火山灰質粘性土
599	表 7.13-3	沖積層	613	表 7.13-3	谷底低地堆積物
600	図 7.13-2	沖積層	614	図 7.13-2	谷底低地堆積物
603	表 7.13-4 (1)	丘陵地斜面-常緑針葉樹林<植物>の「ワラビ、」	617	表 7.13-4 (1)	ワラビ
605	表 7.13-5	選定基準「典型性」の「個体中が大きい種」	619	表 7.13-5	個体重が大きい種
7.14 景観					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
615	9	平成 18 年 9 月	629	9	平成 18 年 8 月、青森市都市整備部都市政策課
617	図 7.14-2	凡例備考：青森市景観計画(青森市都市整備部都市政策課)	631	図 7.14-2	青森市景観計画(平成 18 年 8 月、青森市都市整備部都市政策課)
618	4	平成 18 年 9 月	632	4	平成 18 年 8 月、青森市都市整備部都市政策課

表 12-1 (18) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
639	表 7.14-12 (2)	表題の位置	654	表 7.14-12 (2)	表題を適切な位置に記述
643	表 7.14-16 (3)	表題の位置	658	表 7.14-16 (3)	表題を適切な位置に記述
7.15 人と自然との触れ合いの活動の場					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
665	8~10	予測の結果、工事用車両の走行を鶴ヶ丘デイサービスセンター・鶴ヶ丘苑方面に限定する工事計画により、工事用車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は極めて小さいと予測されたことから、事業による影響は、回避、低減されるものと評価した。	679	8~10	工事の実施にあたっては、「2.2 対象事業の内容 2.2.5 環境保全対策」に示した環境保全対策を講じることから、工事用車両の走行が主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぼす影響は極めて小さく、事業による影響は、回避、低減されるものと評価した。
7.16 廃棄物等					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
678	2	約 2,523m <sup>3</sup>	692	2	2,523m <sup>3</sup>
678	9	138.7t	692	9	約 139 t
685	17	スラグ・メタル等	699	17	スラグ・メタル
685	18	溶融不適物等	699	18	溶融不適物・溶融飛灰
685	表 7.16.1-13	廃棄物等の種類の「スラグ・メタル等」、「溶融不適物等」	699	表 7.16.1-13	スラグ・メタル 溶融不適物・溶融飛灰
685	表 7.16.1-13	注釈の表記「注) 1.」	699	表 7.16.1-13	「 1」に変更
685	表 7.16.1-13	-	699	表 7.16.1-13	凡例番号を 1~ 4 に修正 「 5 「溶融不適物」は、セトモノの破片、瓦礫等の不燃ごみが可燃ごみとして処理されるもの。」を追記
686	表 7.16.1-15	予測結果の「搬入ごみは、可燃ごみ処理施設及び破碎選別処理施設にて受け入れるとともに、スラグ等の資源物は別途設置するストックヤードにて保管し、適切な管理を行う。」	700	表 7.16.1-15	搬入ごみは、可燃ごみ処理施設及び破碎選別処理施設にて受け入れる。スラグ等の資源物は、ストックヤードの建屋で保管するとともに、ストックヤードへの搬送段階においても、雨水にさらされないよう適切な管理を行う。
689	9~12	工事に伴う建設発生土は、防災調整池堰堤等の盛土材、隣接する青森市一般廃棄物最終処分場の覆土材として全て使用し、対象事業実施区域及び隣接する青森市一般廃棄物最終処分場の外への土砂搬出はないことから、対象事業による建設発生土の発生による影響は、回避されると評価した。	703	9~11	工事に伴う建設発生土については、「2.2 対象事業の内容 2.2.5 環境保全対策」に示した環境保全対策を講じることから、対象事業による建設発生土の発生による影響は、回避されると評価した。



表 12-1 (19) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

7.17 温室効果ガス等					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
704	8	温室効果ガス排出量の増加することから	718	8	温室効果ガス排出量が増加することから
705	3~5	本事業では、施設の稼働に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、表 7.17-18 に示す環境保全措置を講じることから、対象事業による温室効果ガスの排出による影響は、低減されると評価した。	719	3~7	本事業では、施設の稼働に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、「2.2 対象事業の内容 2.2.5 環境保全対策」に示した環境保全対策と表 7.17-18 に示す環境保全措置を講じることから、対象事業による温室効果ガスの排出による影響は、低減されると評価した。
705	8	削減目標	719	8	地球温暖化対策
第 8 章 環境保全措置の検討					
準備書			評価書		
頁	行	頁	行	頁	行
707	6~7	「騒音」、「陸生植物」	721	6~7	「騒音」、「地下水(水位)」、「陸生植物」
第 9 章 事後調査計画					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
710	表 9.1-1(2)	水生生物の調査項目及び手法【調査地点】の「事業実施区域下流側の二股川」	724	表 9.1-1(2)	移送実施箇所周辺
713	表 9.2-1(1)	【調査項目】ダイオキシン濃度	727	表 9.2-1(1)	ダイオキシン類濃度
714	表 9.2-1(2)	施設の稼働に伴い、ごみの焼却及び施設から発生する悪臭による影響が考えられるため。	728	表 9.2-1(2)	自主基準値との整合性を確認するため調査を実施する必要がある。
第 10 章 環境影響の総合評価					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
715	3	表 10-1 に示す通りである。	729	3	表 10-1 に示すとおりである。
731	表 10-1(8)	【調査結果】の気象の「1- 資材等の運搬」	745	表 10-1(8)	1- 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出
731	表 10-1(8)	予測結果概要の「前項に記載」 環境保全対策及び環境保全措置の「前項に記載」 評価結果概要の「前項に記載」 事後調査の「前項に記載」	745	表 10-1(8)	前項に記載
733	表 10-1(9)	【予測結果】の表 5-6 T-P の供用後 地点 4 : 0.0360、地点 5 : 0.0306 表 5-7 T-P の供用後 地点 4 : 0.0408、地点 5 : 0.0335	747	表 10-1(9)	表 5-6 地点 4 : 0.036、地点 5 : 0.031 表 5-7 地点 4 : 0.041、地点 5 : 0.033
733	表 10-1(9)	【事業計画における環境保全対策】放流水質基準	747	表 10-1(9)	放流水の水質の技術上の基準
735	表 10-1(10)	調査結果概要の「地質」の「第四紀沖積世～洪積世の」	749	表 10-1(10)	第四紀完新世～更新世の
735	表 10-1(10)	評価結果概要の【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】の「とし、比較を行った結果」	749	表 10-1(10)	とし、予測結果との比較を行った結果
737	表 10-1(11)	調査結果概要の【調査結果】の気象の「1- 資材等の運搬」及び	751	表 10-1(11)	削除

表 12-1 (20) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
737	表 10-1(11)	評価結果概要の「とし、予測結果との」	751	表 10-1(11)	とし、予測結果との
739	表 10-1(12)	予測結果概要の「また、切土法面には、速やかに植栽を行い、斜面の安定を図ることから、切土法面の安定性の変化は極めて小さいと予測された。」	753	表 10-1(12)	切土法面における地質は、主に軟岩に相当する鶴ヶ坂層(Tpt)にあたるが、施設用地南西側の取付道路末端付近には、砂質土に相当する鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)もみられる。鶴ヶ坂層風化部(Tpt-w)、鶴ヶ坂層強風化部(Tpt-vw)が露出する部分の法面勾配については、鶴ヶ坂層(Tpt)が露出する部分の勾配(1:1.0)よりも緩い勾配(1:1.2)とすることにより、斜面の安定性を確保する。また、切土法面には、植生ネット(吹き付け厚3cm)を基盤材として、法面保護を兼ねた種子の吹き付け等の緑化を行うことにより斜面の安定性を確保することから、切土法面の安定性の変化は極めて小さいと予測された。
739	表 10-1(12)	沖積粘性土、沖積礫質土	753	表 10-1(12)	粘性土層、礫質土層
741	表 10-1(13)	調査結果概要の「108科570種」	755	表 10-1(13)	107科565種
745	表 10-1(15)	【環境保全措置】対象事業実施区域下流側の二股川の生息確認地点周辺に移送する代償措置を講ずることとし、専門家の助言・指導を受けながら実施することとする。	759	表 10-1(15)	付近の生息可能な場所へ移送する代償措置を講ずる。移送先については、事業による影響を受けない対象事業実施区域の上流側の生息確認地点周辺が良いと考えられるが、上流側は川幅や流量が小さく生息に適した環境が限られていることから、上流側だけでなく下流側の生息確認地点周辺及び、生息確認地点周辺に流入する支沢も視野に入れ検討し、移送先の選定及び移送については、現地確認を含め、専門家による助言・指導を受けながら実施することとする。
753	表 10-1(19)	廃棄物等の発生・処理【予測結果】約2,525m <sup>3</sup>	767	表 10-1(19)	2,525m <sup>3</sup>
753	表 10-1(19)	廃棄物の処理【予測結果】スラグ・メタルなど	767	表 10-1(19)	スラグ・メタル
753	表 10-1(19)	廃棄物の処理【予測結果】溶融不適物等	767	表 10-1(19)	溶融不適物・溶融飛灰
757	表 10-1(21)	-	771	表 10-1(21)	環境保全対策及び環境保全措置に、「・可燃ごみ処理施設の設計にあたっては、温室効果ガスの排出抑制に係る最良技術の導入を検討する。」を追記
757	表 10-1(21)	【国または青森県等が実施する環境保全施策との整合性】削減目標とした。	771	表 10-1(21)	地球温暖化対策とした。
第 11 章 環境影響評価書の作成を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地					
修正なし					

表 12-1 (21) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

資料編					
準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
1	1	1.事業計画に関する資料	1	1	1.対象事業の内容に関する資料
1	図 1-2	2.30年確立降雨	2	図 1-2	2.30年確率降雨
1	図 1-2	4.地点」において	2	図 1-2	4.地点」において
2	図 1-1	「その他の区域 A=19.2ha」の範囲	3	図 1-1	修正
2	図 1-1	「その他の区域 A=19.2ha」	3	図 1-1	「その他の区域（調整区域）A=19.2ha」
2	図 1-1	「その他の区域 A=45.8ha」	3	図 1-1	「その他の区域（直接放流区域）A=45.8ha」
2	図 1-1	「開発区域 A=7.4ha」	3	図 1-1	「開発区域（調整区域）A=7.4ha」
2	図 1-1	「開発区域 A=2.3ha」	3	図 1-1	「開発区域（直接放流区域）A=2.3ha」
4	14	したがって	5	14	したがって、
4	23	満水位は	5	23	満水位は、
4	24	-	5	24	「30年降雨確率年に対する容量は7,113.99 m <sup>3</sup> であり、必要調整容量として7,114 m <sup>3</sup> 必要である。」を追記
4	表 1-3	標高 52.167 の備考「1/10HWL」 標高 52.691 の備考「1/30HWL」 標高 53.600 の備考「1/100HWL」 標高 54.000m の備考	5	表 1-3	10年降雨確率における満水位相当 30年降雨確率における満水位相当 100年降雨確率における満水位相当、池有効高(HHWL) 「池高さ」を追記
5	表 1-4	池高 max 池有効 h HHWL	6	表 1-4	池高（標高 m） 池有効高 h（標高 m） HHWL（標高 m）
5	表 1-4	欄外 池有効 h HHWL 池有効 h = 池高 max - 余裕高	6	表 1-4	池有効高 h HHWL 池有効高(h) = 池高 - 余裕高
5	3	従って、	6	3	したがって、
5	表 1-5	欄外 V：必要容量 池容量 max：HHWL までの容量	6	表 1-5	・V：必要容量 ・池容量 max：HHWL までの容量（表 1-3 参照）
7	図 1-3	-	7	図 1-3	方位を追記
9	1	対象事業実施区域及びその周囲の概況	9	2	対象事業実施区域及びその周囲の概況に関する資料
9	2	-	9	2～3	「対象事業実施区域及びその周囲の概況の調査範囲を設定するため、大気汚染物質の最大着地濃度出現地点までの距離を算定した。」を追記
9	12	推定される。	9	14	推定された。
11	1	3.調査結果ならびに予測・評価の結果に関する資料	11	1	3.調査結果、予測及び評価の結果に関する資料

表 12-1 (22) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
11	4	-	11	4~5	「本編 7.1 大気質 7.1.1 資材等の運搬 (1)調査結果 5)交通量の状況 現地調査 (I)調査結果」の関連データ」を追記
13	1	(2) 異常年検定	-	-	異常年検定を削除
16	2	-	13	2~4	「本編 7.1 大気質 7.1.1 資材等の運搬 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測条件 (イ)気象条件」及び「本編 7.1 大気質 7.1.3 廃棄物の処理、有害物質等の使用・排出 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測条件 (イ)気象条件」の関連データ」を追記
18	3	-	15	3~4	「本編 7.2 騒音 7.2.1 資材等の運搬 (1)調査結果 1)騒音の状況 現地調査 (I)調査結果」の関連データ」を追記
20	2	-	17	2~3	「本編 7.2 騒音 7.2.1 資材等の運搬 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測結果」の関連データ」を追記
20	3	-	17	5~6	「本編 7.2 騒音 7.2.2 資材・製品等の運搬 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測結果」の関連データ」を追記
20	表 3.2-6	注釈	17	表 3.2-6	注釈を削除
21	3	-	18	3~4	「本編 7.3 振動 7.3.1 資材等の運搬 (1)調査結果 1)振動の状況 現地調査 (I)調査結果」の関連データ」を追記
23	2	-	20	2~3	「本編 7.3 振動 7.3.1 資材等の運搬 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測結果」の関連データ」を追記
23	3	-	20	5~6	「本編 7.3 振動 7.3.2 資材・製品等の運搬 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測結果」の関連データ」を追記
23	表 3.3-6	注釈	20	表 3.3-6	注釈を削除
24	1	3.4 水質	21	1	3.4 水質 (地下水を除く)
24	3	-	21	3~5	「本編 7.5 水質 (地下水を除く) 7.5.1 工事に伴う排水 (2)予測及び評価の結果 1)予測 予測条件 (浮遊物質量 (SS)) 7)発生条件 7)浮遊物質量の濃度 (a)仮設調整池の構造」の関連データ」を追記

表 12-1 (23) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
24	4	-	21	7	仮設調整池の設計は、「平成 20 年度 青森市清掃施設（新ごみ処理施設）建設事業に係る河川流量調査に関する協議資料 造成工事中仮設調整池検討書」（平成 21 年 4 月、青森市）によるものとした。
24	図 3.4-1	2.30 年確立降雨	22	図 3.4-1	2.30 年確率降雨
24	図 3.4-1	4.地点」において	22	図 3.4-1	4.地点」において
26	24	-	24	24～25	「30 年降雨確率年に対する容量は 14,997.079 m <sup>3</sup> であり、必要調整容量として 14,997 m <sup>3</sup> 必要である。」を追記。
26	表 3.4-3	標高 39.564 の備考「1/10HWL」 標高 40.443 の備考「1/30HWL」	24	表 3.4-3	10 年降雨確率における満水位相当 30 年降雨確率における満水位相当、池有効高（HWL）
27	表 3.4-4	池高 max 池有効 h HHWL	25	表 3.4-4	池高（標高 m） 池有効高 h（標高 m） HWL（標高 m）
27	表 3.4-4	欄外 池有効 h HHWL 池有効 h = 池高 max - 余裕高	25	表 3.4-4	池有効高 h HWL 池有効高(h) = 池高 - 余裕高
27	表 3.4-5	欄外 V：必要容量 池容量 max：HHWL までの容量	25	表 3.4-5	・V：必要容量 ・池容量 max：HWL までの容量（表 3.4-3 参照）
31	2	-	29	2	「「本編 7.6 地下水（水位）7.6.1 土地の造成・樹木の伐採等（2）予測及び評価の結果 1）予測 予測結果（ア）現況再現」の関連データ」を追記
35	3	-	33	3～4	「「本編 7.7 水象（地下水を除く）7.7.1 変更後の地形・樹木伐採後の状態（2）予測及び評価の結果 1）予測 予測対象時期」の関連データ」を追記
35	図 3.6-1	凡例 場所：青森地域気象観測所 期間：H 元年～H20 年	33	図 3.6-1	凡例 場所：青森地方気象台 期間：平成元年～平成 20 年
-	-	-	34～35	-	「（2）タンクモデル解析」を追記
36	3	-	36	3	「「本編 7.8 地形・地質 7.8.1 土地の造成・樹木の伐採等（1）調査結果 1）地形及び地質の状況 現地調査（I）調査結果」の関連データ」を追記
51	2	-	51	2	「「本編 7.8 地形・地質 7.8.1 土地の造成・樹木の伐採等（1）調査結果 2）土地の安定性の状況 現地調査（I）調査結果」の関連データ」を追記

表 12-1 (24) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
51	2	ボーリング調査 (B1～B14) を実施した室内土質試験結果は、	51	4	ボーリング調査地点 (B1～B14) における土質特性について、室内土質試験を行った結果は、
53	3	-	53	3～4	「「本編 7.10 陸生植物 7.10.1 改变後の地形・樹木伐採後の状態 (1)調査結果 1)陸生植物の状況 現地調査 (I)調査結果」の関連データ」を追記
53	表 3.8-1(1)	イヌシテ	53	表 3.8-1(1)	削除
54	表 3.8-1(2)	ウラジノキ	54	表 3.8-1(2)	アズキナシに変更
54	表 3.8-1(2)	エゾノコリゴ	54	表 3.8-1(2)	ズミに変更
55	表 3.8-1(3)	マキノミ	55	表 3.8-1(3)	ヒナスミレに変更
57	表 3.8-1(5)	ヤマウグイスカガラ	57	表 3.8-1(5)	キンギンボクに変更
57	表 3.8-1(5)	ナブアザミ	57	表 3.8-1(5)	アザミ属の一種に変更
59	表 3.8-1(7)	科目：108 科、種数：570 種	59	表 3.8-1(7)	科目：107 科、種数：565 種
60	4	-	60	4～6	「「本編 7.11 陸生動物 7.11.1 資材等の運搬、建設機械の稼働、改变後の地形・樹木伐採後の状態及び資材・製品等の運搬 (1)調査結果 1)陸生動物の状況 現地調査 (I)調査結果 ア哺乳類」の関連データ」を追記
61	2	-	61	2～4	「「本編 7.11 陸生動物 7.11.1 資材等の運搬、建設機械の稼働、改变後の地形・樹木伐採後の状態及び資材・製品等の運搬 (1)調査結果 1)陸生動物の状況 現地調査 (I)調査結果 イ鳥類」の関連データ」を追記
61	表 3.9-2(1)	表題：表 3.9-2(1)鳥類確認種及び確認個体数一覧	61	表 3.9-2(1)、(2)、(3)	表 3.9-2(1)、(2)、(3) センサス調査による鳥類確認種及び確認個体数一覧
62	表 3.9-2(2)	表題：表 3.9-2(2)鳥類確認種及び確認個体数一覧	62		
63	表 3.9-2(3)	表題：表 3.9-2(3)鳥類確認種及び確認個体数一覧	63		
65	2	-	65	2～4	「「本編 7.11 陸生動物 7.11.1 資材等の運搬、建設機械の稼働、改变後の地形・樹木伐採後の状態及び資材・製品等の運搬 (1)調査結果 1)陸生動物の状況 現地調査 (I)調査結果 オ昆虫類」の関連データ」を追記

表 12-1 (25) 評価書の作成にあたって準備書に記載した事項との相違箇所及び内容

準備書			評価書		
頁	行	内容	頁	行	内容
80	3	-	80	表 3.10-1 (1) ~ (2)	「1) 付着藻類確認種リスト」を追記
80	4	-	82	2 ~ 3	「本編 7.12 水生生物 7.12.1 工事に伴う排水、改変後の地形・樹木伐採後の状態 (1) 調査結果 1) 水生生物の状況 現地調査 (I) 調査結果 I 魚類」の関連データ」を追記
81	2	-	83	2 ~ 3	「本編 7.12 水生生物 7.12.1 工事に伴う排水、改変後の地形・樹木伐採後の状態 (1) 調査結果 1) 水生生物の状況 現地調査 (I) 調査結果 Ⅰ底生動物」の関連データ」を追記
81 ~ 82	表 3.10-2 (1) ~ (2)	-	83 ~ 85	表 3.10-2 (1) ~ (3)	種名の記載方法を修整、調査時期毎の定量的な調査結果を追記